

第2期七宗町国土強靱化地域計画

七宗町

令和8年3月

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
第1章 強靱化の基本的考え方	4
1 強靱化の理念	4
2 基本目標	4
第2章 本町の地域特性	5
1 地形的特性	5
2 気象的特性	6
3 社会的特性	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク	11
1 本町に影響を及ぼす大規模自然災害	11
2 災害リスクを高める社会経済的要因	14
第4章 脆弱性評価	15
1 脆弱性評価の考え方	15
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	15
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	17
第5章 強靱化の推進方針	18
1 施策分野ごとの推進方針	18
資料編	40
1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	40
2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	60
3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	85
4 用語一覧	105
5 公共事業の主な整備箇所一覧	108

はじめに

Ⅰ 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなりました。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として強く打ち出された理念が、「国土強靱化」です。強靱性とは「強くしなやか」という意味で、国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものです。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定される等、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備されました。

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模での気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル技術の革新、ポストコロナの生活様式の社会浸透等、国土強靱化を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。

このような中、国では中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に基本法の改正を行い、令和5年7月に基本計画の内容を変更しました。これを受け、岐阜県では令和7年3月に「第3期岐阜県強靱化計画」を策定し、基本計画の内容や令和6年能登半島地震の教訓から震災対策の見直しを行いました。

「七宗町国土強靱化地域計画」が令和7年度に最終年度を迎える中、本町においても、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて変更された基本計画や第3期岐阜県強靱化計画を踏まえ、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らない、強靱な七宗町の構築に向けた取組を引き続き推進するため、「第2期七宗町国土強靱化地域計画」を策定します。

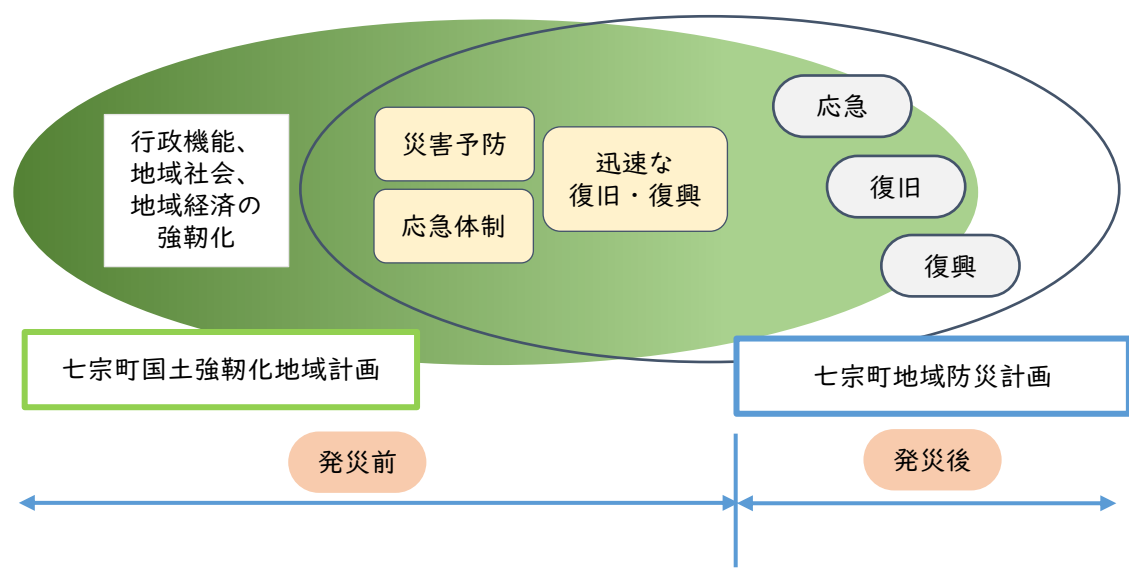
2 計画の性格

本町の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された七宗町地域防災計画があり、地震、風水害、一般災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。

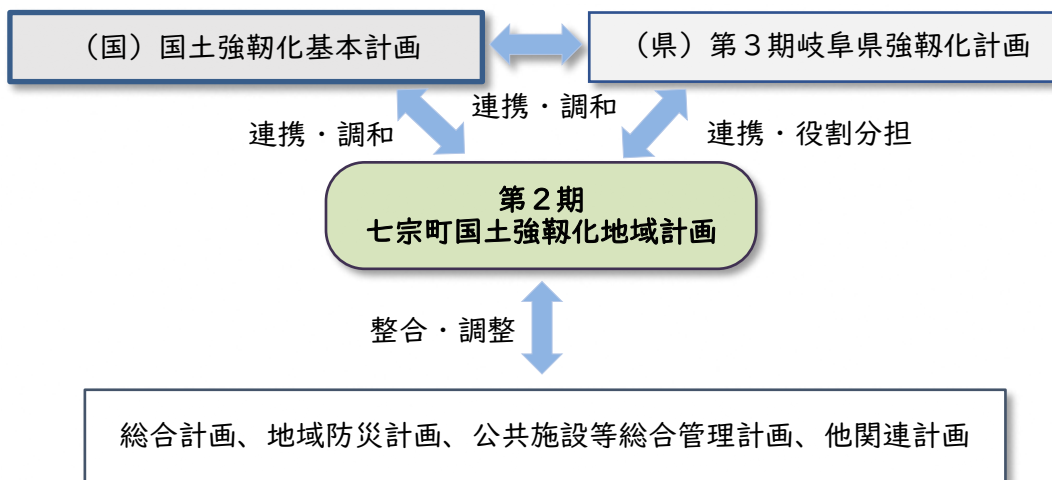
一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本町の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針です。また、計画の策定にあたっては、基本計画や第3期岐阜県強靱化計画など関連計画と整合性を図り策定します。

【「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」との比較】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



【計画の位置づけ】



3 計画期間

計画期間は令和8年度より令和12年度までの5年間を基本としますが、状況に応じ適宜、見直しを行うものとします。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度～
本計画	→					
次期計画						→

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

人口減少、少子高齢化や社会資本の老朽化等、社会的リスクへの対応を包含しながら、平時から大規模自然災害に対する備えを充実することにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、町民の生命や財産を守り、住民活動や経済活動を維持し、迅速な復旧・復興が可能となる強靱で回復力のある安全・安心な町を目指します。

また、行政機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、町全体の強靱化を目指します。

2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進します。

- 基本目標1 人命の保護が最大限図られること
- 基本目標2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本目標3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標4 迅速な復旧復興

第2章 本町の地域特性

I 地形的特性

(1) 位置

本町は、日本列島のほぼ中央、岐阜県の中南部に位置し、加茂郡に属しています。美濃加茂市まで約 17 km、県都岐阜市までは約 45 km、名古屋市までは約 59 km の距離にあって、東西・南北はそれぞれ約 12 km の広がりを持ち、面積は 90.47 km² あります。

町域の 90.3% は標高 200~700m の山林が占め、平地は極めて少なく町内を流れる飛騨川・神湫川及びこれらの支流の渓谷沿いに農地や宅地が点在する状況となっています。

また、七宗橋から勝橋間の飛騨川には、大小合わせて約 880 個余りの甌穴群（ポットホール）が点在し、その風光明媚さから、飛騨木曾川国定公園・名勝「飛水峡」として訪れる人々を魅了しています。

【本町の位置】



(2) 地形・河川

本町は、加茂郡東部から西に向かって緩く傾斜する美濃山地に位置しており、およそ9割は標高200～700mの山林が占め、平地は町内を流れる飛騨川・神湫川及びこれらの支流沿いに点在し、農地、居住地として利用されています。

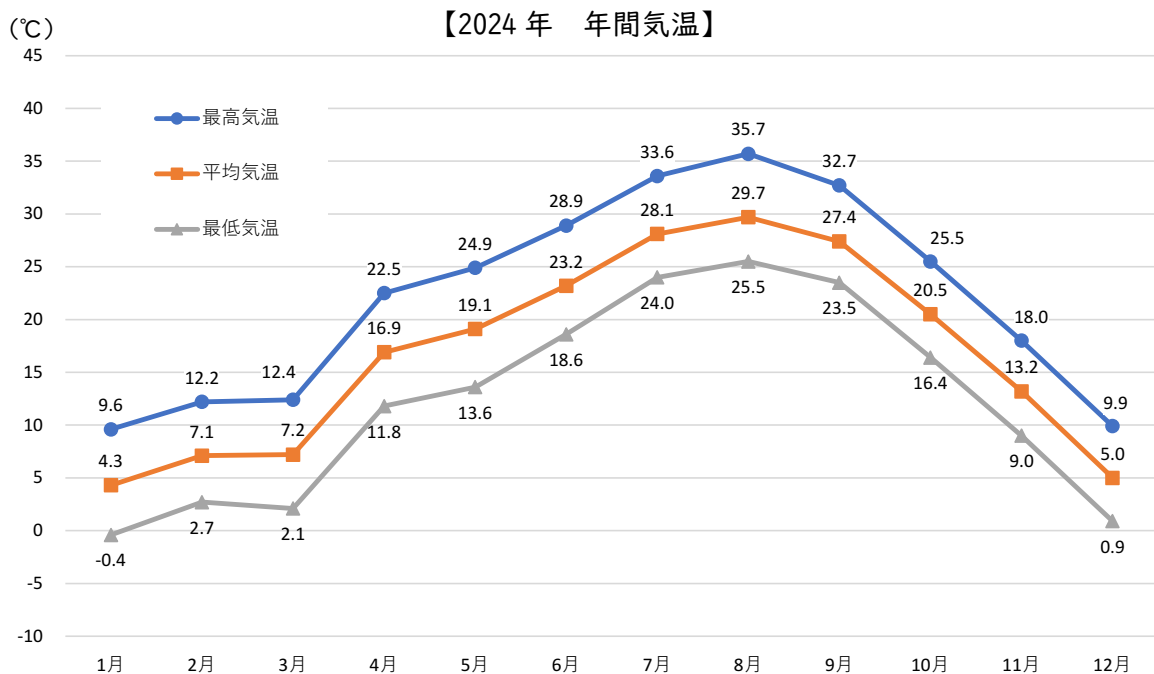
東部や南部の起伏の大きい地域では、飛騨川とその支流が山地を激しく浸食して高度差が大きく、いたる所で険しいV字谷地形をなしています。また、中央部から西部にかけては山地もそれほど高くなく、神湫川による浸食も盛んに進むことがないため、比較的緩やかな地形となっています。

2 気象的特性

(1) 気温

本町の気候は、一般に太平洋岸性気候に属しますが、平野部と比較すると準内陸性の山間気候です。

夏季は真夏日が続くことがあり、また、冬季の寒気は厳しく、4月下旬から5月上旬にかけて遅霜により農作物に大きな被害を与えることがあります。

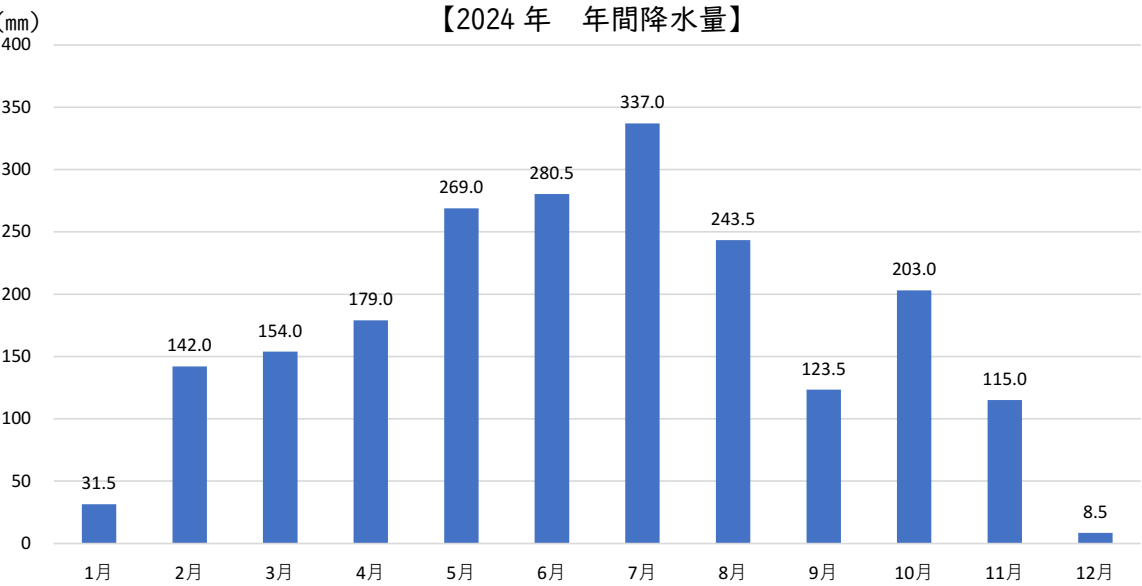


資料：気象庁 美濃加茂観測所

(2) 雨・雪

年間降雨は5月～8月に集中しており、梅雨から台風時の6月から9月にかけては集中豪雨となるときもあります。

一方、冬季降雪は少なく積雪が続くことはまれです。しかし、近年は温暖化による気候変動の影響により異常気象の状態があります。



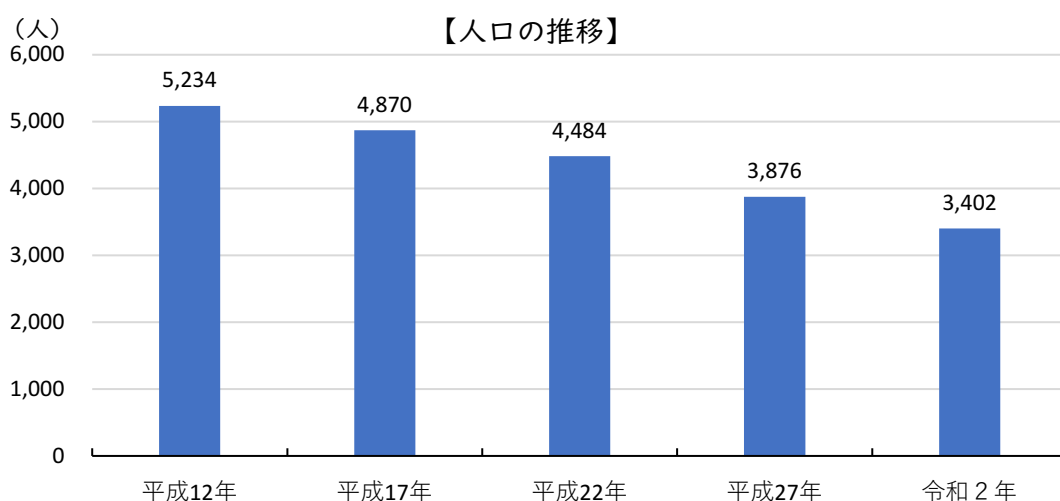
資料：気象庁 美濃加茂観測所

3 社会的特性

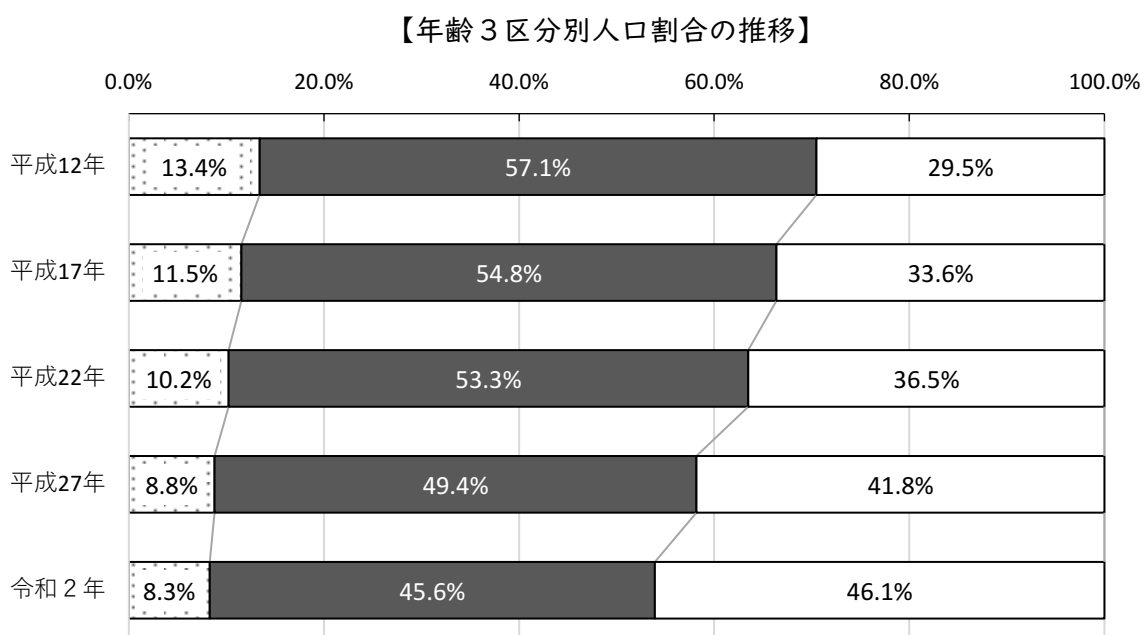
(1) 人口

本町の総人口は令和2年時点で3,402人となっており、平成12年から令和2年までの20年間で1,832人減少しています。

また、年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口(0~14歳)・生産年齢人口(15~64歳)割合は減少、老年人口(65歳以上)割合は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいる状況です。



資料:国勢調査



□年少人口(0~14歳) ■生産年齢人口(15~64歳) □老年人口(65歳以上)

資料:国勢調査

(2) 産業

本町の産業は、町域の大部分を山林が占めるため林業が以前は盛んでしたが、林業経営にかかる生産コストの増大や木材価格の低迷等を背景として生産活動は低迷しつつあります。農業についても、土地条件の悪い山間地であることから、一戸当たりの経営面積が小規模であり、農産物の生産調整、農産物の輸入自由化等による価格の低迷や、高齢化、後継者不足から厳しい経営環境にあります。

一方で、現在は、建設業や製造業が本町の中核的な産業となっており、木材や木製品、一般機械器具、電気機械器具等、加工組立型産業を中心に事業所が立地しています。しかし、多くは小規模な経営形態であることから、社会経済情勢の変化に対応できる体質強化や恵まれた地域農林産物等の地域資源を活用した1.5次産業の開発・育成等による産業振興が求められています。

【本町の産業別の事業所数・従業者数・付加価値額】

	事業所		従業者(人)		付加価値額(百万円)	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
総数	216	100.0	1,079	100.0	1,875	100.0
農林漁業	2	0.9	63	5.8	x	x
鉱業	1	0.5	8	0.7	x	x
建設業	59	27.3	215	19.9	520	27.7
製造業	37	17.1	358	33.2	394	21.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	-	-
情報通信業	0	0.0	0	0.0	-	-
運輸業、郵便業	3	1.4	12	1.1	x	x
卸売・小売業	50	23.1	178	16.5	482	25.7
金融・保険業	3	1.4	6	0.6	14	0.7
不動産業、物品賃貸業	0	0.0	0	0.0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	0.5	2	0.2	x	x
宿泊業、飲食サービス業	15	6.9	58	5.4	61	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	16	7.4	24	2.2	23	1.2
教育、学習支援業	2	0.9	2	0.2	-	-
医療、福祉	9	4.2	91	8.4	258	13.8
複合サービス事業	4	1.9	26	2.4	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	14	6.5	36	3.3	30	1.6

資料：七宗町第五次総合計画

(3) 交通

七宗町内の主要な交通網としては、愛知県名古屋市から富山県富山市へ至る国道41号線が七宗町内の南東部を飛騨川に沿って走っている他、主要地方道としては「関金山線」「可児金山線」「富加七宗線」が通っており、可児金山線については上麻生地区においてバイパスが整備中であり、交通ネットワークの強化を進めています。

また、近隣の主要な都市からの距離は、車の場合、名古屋市から国道41号線を利用して90分、岐阜市から国道21号線、国道41号線を利用して60分、下呂市から国道41号線を利用して60分となっています。近隣のインターチェンジからの距離は、東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジから約20分、東名・名神高速道路小牧インターチェンジから約60分となっています。

列車の場合、名古屋駅から東海道線・高山本線を利用して約80分、岐阜駅から高山本線を利用して55分、下呂駅から高山本線を利用して55分となっています。

本町の周辺では、東海北陸自動車道や東海環状自動車道の東回りルートの開通、リニア中央新幹線や美濃加茂下呂連絡道路の整備が計画される等、広域での高速交通網の整備が進んでいます。



資料：七宗町ホームページ

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 本町に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定されるリスクの考え方

我が国は、世界有数の地震国であり、過去には各地で地震による多くの被害を受けていますが、本町においては大きな被害を受けていません。しかし、岐阜県には活火山、活断層といった地震発生の原因となり得る要素が数多く存在し、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあり、県内で大地震が発生した場合は本町にも多大な被害を受けるおそれがあります。また、本町は中山間地域であるため、中規模の地震であっても山崩れや落石による被害を受ける可能性も高くなっています。

近年では、最大震度7を観測し、県内でも震度5弱の揺れとなった「令和6年能登半島地震」が発生し、その後復旧現場での土砂崩れや仮設住宅での浸水被害など、地震からの復興の最中において被害が拡大したことから、複合災害が発生する可能性があるとの認識に立って、必要かつ有効となる取組を着実に進める必要があります。

本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、町民生活・社会経済に影響を及ぼすリスクとして、本計画では大規模自然災害を対象とします。

(2) 地震災害

①東海地震

想定される東海地震については、これまで各種の観測、測量、研究等の成果、歴史地震から得られた事実等を踏まえ、岐阜県では、中央防災会議の震源モデルの見直しに伴い、従来の東海地震の想定を全面的に見直したほか、岐阜県にとって影響が大きいと思われる東南海地震についても想定されています。

相対的には、東濃地域の地震動が大きく、複合型東海地震（東海地震＋東南海地震）の場合は、美濃地方の広範囲に影響の大きい地域がみられます。

地震規模は、おおむねマグニチュード8程度と考えられ、破壊は断層面の南部から始まる可能性が大きく、そのため北方に向けて強い地震動が生じるものと考えられます。

このことから東海地震が発生した場合、県内においては地質地盤状況から中津川市周辺で震度6弱が予想され、本町においても震度5強から震度5弱の地震動が1分近く続くと予想されることから、各種の調査を実施し、本町における物的被害、人的被害を次の通りに想定します。

【震度からみた被害状況の想定】

- (1) 多くの人が非常な恐怖を感じる。
- (2) タンスなど重い家具が倒れることがある。
- (3) 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。
- (4) 耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。
- (5) 一部の地域で水道管の被害が発生し断水することがある。
- (6) 山地での落石、崩壊が生じることがある。

②内陸直下型地震

岐阜県においては、活断層の分布密度がかなり高く、阿寺断層、根尾谷断層、跡津川断層などの大規模な活断層が数多く存在し、過去にマグニチュード7以上の地震が発生したこともあり、内陸直下型地震発生危険性を内在しています。

こうした状況を踏まえ、県内の活断層のなかで活動度が高く、地震規模の大きい主要な断層について、地形、地質調査、物理探査、ボーリング調査、トレンチ調査等の必要な調査を計画的に実施し、地震が発生する場所、発生する地震の規模及び活動周期の把握による次の活動時期の推定等、活断層の評価を行い、地震防災対策の基礎資料とします。

③南海トラフ地震

東南海地震は、「南海トラフ地震」とも呼ばれ、日本列島南部に位置するフィリピン海プレートが沈み込む場所で、過去に約100～200年の間隔で大地震が発生しています。近年では昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たり、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。

本町は国の指定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」とされており、発生した際には震度6弱以上の揺れが想定されています。また、七宗町地域防災計画の一部は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく推進計画としています。

○東海・東南海連動地震

南海トラフ地震について、前回の地震のエネルギー解放量は、平均周期でのエネルギー解放量より小さくまだ地震エネルギーが残っていると考えられ、東海地震が引き金となって同時発生する複合型地震となった場合、本町ではマグニチュード8程度の揺れが想定されています。

(3) 風水害

岐阜県では、過去には100名を超える犠牲者を出した「伊勢湾台風災害」や「飛騨川バス転落事故」等が発生し、「恵南豪雨災害（平成12年）」や「7.15豪雨災害（平成22年）」、県内全域に甚大な被害をもたらした「台風第23号豪雨災害（平成16年）」の他、記録的な大雨による「平成30年7月豪雨災害」が発生する等大規模風水害が頻発しています。

それ以降も、記録的な大雨による「令和2年7月豪雨災害」や「令和3年8月の大雨」といった大規模水害が頻発しています。

本町では、過去には明治43年9月3日の豪雨災害、昭和43年8月17日の飛騨川豪雨災害、及び平成10年9月25日の集中豪雨等が発生しています。

また、内陸部にあることから、過去の本町における風害は比較的軽微ですが、大型台風が岐阜県西部付近を北上する場合にあっては、伊勢湾台風、昭和36年の第二室戸台風時のように相当規模の被害が発生するおそれがあります。

本町の河川は、東から南へ流れる飛騨川と、北から飛騨川へ注ぐ神湊川があり、神湊川に注ぐ杉洞川、葉津川、八日市川、奥田川、間見川、葛屋川、飯高川の小河川が存在しています。このうち飛騨川を除く河川は、河床が高いため100mmを少し超える降雨量で、河川の氾濫が起りやすい状況にあります。

本町の水害は、地勢的条件から中小河川の決壊、山地の土砂流出等による家屋、耕地、道路等公共施設への被害が予想され、周辺の指定避難場所を確認しておくことが大切です。

【本町周辺の指定避難場所】

指定避難場所	電話番号	収容人数（人）
七宗中学校	0574-48-1065	700
道の駅ロックガーデンひちそう	0574-48-1799	70
木の国七宗コミュニティーセンター	0574-48-1046	500
神湊コミュニティーセンター	0574-46-1124	500
七宗第一保育園	0574-48-1069	200
七宗小学校	0574-46-1033	400
サンホーム七宗	0574-46-1294	200
日本最古の石博物館	0574-48-2600	400

資料：七宗町ホームページ

2 災害リスクを高める社会経済的要因

総面積の約9割が森林で占められる本町は、地形的に急峻な上、山地溪間の侵食により地盤も脆弱な箇所が多くみられる一方、林業従事者の高齢化、減少により必要な管理者が不足し、森林の荒廃が進んでいます。地形及び地質等の自然条件からみて災害を受けやすい環境におかれています。土木施設整備の立ち後れは大きく、このため集中豪雨による中小河川の氾濫及び土石流等による土砂の被害が頻発し、その被害はますます大規模になるおそれがあります。

人口減少及び少子高齢化が進んでいる本町では、災害時における要援護者の増加や地域の消防団員の継続的確保も懸念されます。また、大規模自然災害発生時には、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化による地域の防災力の低下が懸念されます。

今後は、少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル新技術を活用し、防災・減災、国土強靱化の高度化に向けた取組を進めることが重要です。

【本町の河川監視カメラマップ】



○本町におけるデジタル新技術の活用例

本町では、豪雨による河川の氾濫から住民の命を守るために、町内の主要な河川 12 か所に公開型河川監視カメラを設置しました。町内を流れる河川の様子を 365 日 24 時間、ほぼリアルタイムで配信しています。

資料：七宗町ホームページ

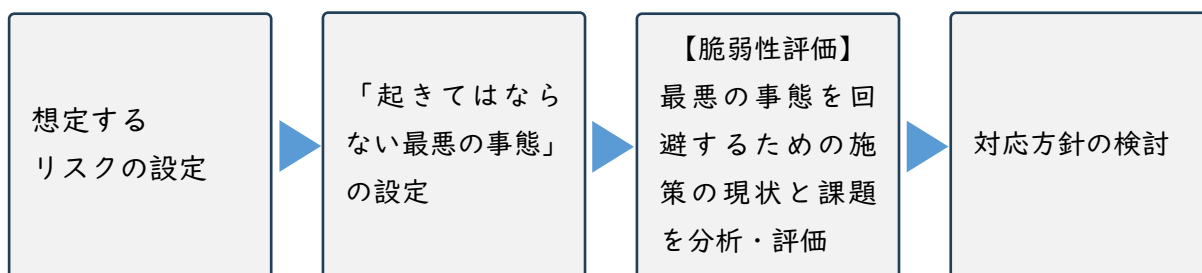
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

基本計画、県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施しており、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っています。

また、県計画においては、本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本町の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、6つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		3	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
		4	暴風雪や豪雪等に伴う災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		3	消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		5	想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2	町役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	食料や物資の供給の途絶
		2	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		3	地域交通ネットワークの分断、機能停止
5	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		2	地震後の豪雨災害等の複合災害による逃げ遅れや死傷者の発生
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		3	主要道路の損壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
		4	貴重な文化財や地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退・喪失
		5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」を達成するための12の施策分野(8つの個別施策分野、4つの横断的分野)を設定しました。

なお、施策分野は、国の基本計画や第3期岐阜県強靱化計画との整合性を重視して設定しています。

強靱化施策分野		概要	
個別施策分野	1 交通・物流	緊急輸送対策、各種施設の維持	
	2 国土保全	河川、土砂災害対策、土地利用	
	3 農林水産	農業・集落、山地、農地	
	4 都市・住宅／土地利用	住宅の耐震化、避難・被災生活対応、水質の保持	
	5 保健医療・福祉	保健・医療・福祉の確保、衛生管理	
	6 ライフライン・情報通信	電力、水道、命を守る正確な情報の確保	
	7 行政機能	行政	災害時の本部機能、防災意識醸成、防災教育・知識の普及
		消防	消防団
8 環境	環境保全、廃棄物対策		
横断的分野	9 リスクコミュニケーション ／防災教育・人材育成	地域防災力向上、避難支援の枠組み	
	10 官民連携	災害時に備える連携・協定	
	11 メンテナンス・老朽化対策	公共建築物・土木構造物等の耐災害化	
	12 デジタル等新技術活用	防災対策におけるデジタル等新技術の活用	

第5章 強靱化の推進方針

I 施策分野ごとの推進方針

(1) 交通・物流



施策の内容	担当課
<p>【町管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進】</p> <p>町道への倒木については管理者で処分を実施している。私有地に存在し危険が想定される樹木については山林所有者に対応の依頼をしているが、一部の所有者には理解が得られず、必要な対応が取られていない。県が管理する道路のうち、緊急輸送道路、または孤立予想集落に通じる道路沿いの民有地の樹木を伐採する場合は、補助事業の対象となることもあり、今後も、所有者に災害時の被害の可能性と避難路としての道路の重要性を説明して、理解を得られるよう交渉を行う。</p>	産業建設課
<p>【孤立予想集落における備蓄の確保】重点</p> <p>集落が孤立しても自主的な生活が継続できるよう、引き続き、食料、飲料水、生活必需品等について各自での備蓄を呼びかける。町として、平成27～29年度に「孤立予想地区備品購入事業」として、孤立予想が立てられている全18地区に備蓄倉庫、発電機、非常食、保存水の配備を実施した。今後も適宜、配備品の更新を行う。</p>	総務課
<p>【主要町道の整備促進】</p> <p>主要町道の橋梁・道路土工構造物・道路舗装・法面等について計画的に点検・修繕を実施する。また、計画的な修繕を実施するための財源を確保する。</p>	産業建設課
<p>【道路における大雪対策】</p> <p>降雪等の際、早期に通行の確保を図るため、建設業者による除雪体制の強化等を図る。</p>	産業建設課

(2) 国土保全



施策の内容	担当課
<p>【住民への災害リスクの周知】重点</p> <p>水害危険情報図や土砂災害警戒区域等に基づいたハザードマップの更新、公表を推進するとともに、当町のホームページのハザードマップ、「岐阜県総合防災ポータル」や危機管理型水位計等の自主的な災害情報の収集手段を、住民に分かりやすく周知することにより、特に自助の部分での住民の防災意識向上を図る。町民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する等の具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定める。</p>	総務課
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）】</p> <p>水害危険情報図や土砂災害警戒区域等に基づいたハザードマップの更新、公表を促進し周知を図る。「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）が改正され、地域防災計画に名称及び所在地が定められた土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。住民に対し、土砂災害に関する避難訓練を実施する。</p>	総務課 産業建設課
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策）】</p> <p>土砂災害警戒区域が数多く存在するため、避難所・要配慮者利用施設を保全する施設整備に加え、集落や、災害時にその機能が麻痺しないように防災拠点（行政庁舎等）を保全する施設整備について実施する。また、県と連携し、裏山急傾斜地崩壊対策事業を計画的に進める。</p>	産業建設課
<p>【要配慮者利用施設の避難確保計画の作成】</p> <p>計画未作成の施設があり、早急な対応を計画する。また、既に実施済みの施設においても、継続した実施と見直しを行う。対象施設のうち、学校施設は計画作成済みで避難訓練を実施しており、この状態を維持する。計画未作成の施設や、土砂災害警戒区域の変更により新たに対象となる要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。</p>	総務課 健康福祉課 教育課
<p>【治山対策の推進】重点</p> <p>山腹の崩壊等山林内の崩落工事は、県の治山事業で対応している。今後も治山事業を県に対して要望し、必要箇所について事業を遂行する。</p>	産業建設課

(3) 農林水産



施策の内容	担当課
<p>【農地等の地域資源を守る共同活動等の推進】</p> <p>農村集落において、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な、水路の草刈りや泥上げ、水路の軽微な補修等の地域住民による共同活動及び継続的な営農活動を実施する集落等を支援している。令和7年現在、中山間直接支払交付金が3団体、多面的機能直接支払交付金が4団体で農地・農業用施設の適切な管理を行っている。</p> <p>引き続き、中山間・多面的機能の活動団体を増やして、町内全体を網羅し、現在の状態を維持、拡大させる。</p> <p>農家の高齢化や人口減少、地域での共同活動の困難化に伴い、平時の農業施設の維持管理も年々難しくなっている中で、農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあり対策を取る。</p> <p>農村集落において、大規模災害の発生により、農業用施設に甚大な被害が生じ、その他の負の循環が懸念されるため、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な地域住民による共同活動、及び継続的な営農活動等を実施する集落等を支援する。</p> <p>経年劣化に伴う施設の更新について支援することで、生産基盤の強靱化を図る。</p>	産業建設課
<p>【鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進】</p> <p>令和7年現在、猟友会に依頼して有害駆除を実施している。町単独事業として農作物鳥獣防除対策事業の補助金「七宗町農作物鳥獣防除対策補助金」を交付している。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・農作物鳥獣防除対策事業を継続し、被害の発生を抑止する。</p>	産業建設課
<p>【基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進】</p> <p>令和7年現在、農道の草刈り等の維持管理を地元で行っているが、復旧工事等は、町が行っている。台帳記載路線の農道橋は今後、耐震調査を実施し、適切な維持管理をする。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【林道整備の推進】</p> <p>避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き適切な維持管理を実施する。</p> <p>近年の単発的な豪雨により作業林道の法面崩壊や、林道路面の洗掘が発生しており、山林の適切な管理や作業道の排水等を指導する。林業の衰退・高齢化により地権者等が、以前と比較し林道を使わない状態にあるために、より荒廃が発生しやすい状況にある。</p>	産業建設課
<p>【森林経営管理制度の活用促進】</p> <p>平成31年4月施行の森林経営管理制度により、意欲と能力のある林業事業者へ森林の経営管理の集積・集約化や公的管理を進めることが期待されている。</p> <p>既存の森林経営計画が策定されている箇所(木材生産林)以外の環境保全林として指定されている未整備森林について、意向調査等を実施し、その後森林所有者より町または林業事業体に委任したい旨の意見のあった森林については、森林環境譲与税及び県環境保全林整備事業等を活用し、円滑に整備することを図る。</p>	産業建設課

(4) 都市・住宅／土地利用



施策の内容	担当課
<p>【木造住宅の耐震化等の推進】重点</p> <p>木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行う。当町では、住宅の耐震化を推進するため、木造住宅等一定基準の家屋について、無料の耐震診断と耐震改修工事及び耐震シェルター設置に対する補助を行っている。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。効果的な普及・啓発等を実施し、これら施設の一層の耐震化の促進を図る。</p>	<p>総務課</p>
<p>【多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進】</p> <p>長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「七宗町公共施設総合管理計画」と「七宗町公共施設個別施設計画」に基づいて対策を進め、同時に人命重視、危機管理の観点から耐震化を同時に進める。また、町営住宅やインフラ資産についてもそれぞれ長寿命化計画等により計画的な維持管理・更新を行う。</p>	<p>総務課 施設管理 担当課</p>
<p>【空家等対策の推進】重点</p> <p>本町では「七宗町空家等対策計画」「七宗町空家等の適正管理に関する条例」を定めている。空家等対策協議会の運営、空き家等の所有者に対する適正管理のための啓発、相談会の開催及び空き家等の利活用や危険空家の除却への支援等、総合的な対策を実施している。利活用の意味では、当町の空き家バンク制度への登録を勧めており、他市町村からの移住を勧奨する「七宗町移住定住奨励金」の交付要件に、空家バンクを利用しての取得を含めている。これらについて、少子高齢化を鑑み、一層の検討を進める。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【速やかな被災者の生活再建支援】</p> <p>被災者の生活再建を支援するため各支援制度（災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、被災者生活・住宅再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付け、災害生業資金の貸付け、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金、罹（り）災証明書の交付、被災者生活再建支援等の支援等）を策定している。</p> <p>災害発生時には、被害の状況に応じて支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。支援金額が明記されていない等、詳細が不明確な制度が多いため、全ての施策について内容を明確にする。</p> <p>災害後速やかに、住家の被害認定調査及び罹（り）災証明書の交付体制の確立を図る。また、避難所から仮設住宅、復興住宅と、被災者の生活環境が大きく変化することにより、移動しながらの避難が生じた場合には、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営めるよう、それぞれのサポート体制を準備する。</p> <p>また、罹（り）災証明書の迅速な発行を行うため、実践的な訓練及びシステム等の構築を図る。</p>	<p>住民課 総務課</p>
<p>【応急住宅の供給の推進】</p> <p>町として、応急住宅の建設可能用地を定めており、災害時には県と連携し、必要戸数分を確保する。また、被災者用の住居として利用可能な町営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう体制を整備する。また、県や他市町村との広域的連携を視野に賃貸型応急住宅の確保を検討する可能性を視野に入れておく。</p>	<p>総務課</p>
<p>【良好な避難所環境の確保】</p> <p>避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備等防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策、停電対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を推進する。また、感染症対策の徹底を図る。</p> <p>避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制等について点検を行う。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【文化財保護対策の推進】</p> <p>文化財保護に関しては、文化財保護巡視員及び所有者が文化財の状態について把握をしており、変化がある場合に町役場で報告を受けている。また、「文化財防火デー」に合わせて消防訓練等を行い文化財の保護に努めている。しかし、近年の記録的な災害等で文化財が損傷や破損し、町民の文化に大きな損失をもたらすおそれがある。そういった事態を回避するために、引き続き文化財の状態の把握に努め、有事の際に早急な修繕及び補修をできる体制を整備する。</p>	教育課
<p>【地籍調査の推進】</p> <p>令和7年現在、国道の主要事業箇所、県道の改良計画箇所及び急傾斜地崩壊対策事業箇所を先行して調査を実施している。所有者不明の土地が存在することや所有者の把握に時間を要しているために、事業の進捗が遅れているが、引き続き、着実に推進させる。</p>	産業建設課
<p>【帰宅困難者対策の推進】</p> <p>平時から町内企業の従業員等に対し、大規模災害時にはむやみに移動を開始しないことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する。</p>	総務課

(5) 保健医療・福祉



施策の内容	担当課
<p>【災害医療関係機関の体制及び連携の強化】重点</p> <p>本町としては、円滑な医療救護体制を確立するためには軽微な負傷者等に対し自主防災組織等による応援救護体制ができるよう活動計画及びマニュアルを作成する。</p> <p>災害時における医療体制について、平常時から関係機関との情報共有、役割分担の確認等を行い、関係機関との連携の強化を図るとともに、災害時における医療体制の広域的な体制について検討する。また、県が開催する研修会等へ積極的に参加して連携の手法の習得を図る。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【「重度障がい児者」等に対する災害時等支援ネットワークの構築】</p> <p>要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別避難計画を策定するなど個別かつ専門的に支援体制を整備する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害時の保健活動体制整備の推進】</p> <p>平時に、災害の規模に応じた保健活動方針を策定する。災害時の保健活動として、健康課題や被災状況等の収集した情報を踏まえ「岐阜県災害時保健活動マニュアル」に基づき活動し、早期に被災者の健康状態と生活環境を把握し、保健活動ができるよう体制整備に努める。</p> <p>災害時における保健活動を迅速・的確に行うために「岐阜県災害時保健活動マニュアル」を関係者が理解し、研修・訓練を実施する必要がある。また、関係部署、関係機関・団体と連携した災害時の保健活動体制の構築にむけ、県と連携を図る。巡回健康相談や健康調査等の各種様式や新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策、エコノミークラス症候群や心のケア等起こりやすい健康課題について、平時に効果的な周知方法を取り入れ、実施する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【医療人材確保の推進】</p> <p>町内の医師は3名、歯科医師1名である。災害時に救護所、救護病院、災害拠点病院等と連携した活動ができるよう体制を整備する。また災害の規模に応じて連携し医療救護後援活動を展開する。</p>	健康福祉課 総務課

施策の内容	担当課
<p>【介護人材確保の推進】</p> <p>災害により福祉避難所に要介護者等が避難した場合に、介護職員の不足が予測されるため、不足の程度を把握し、応援を要請できるよう近隣社会福祉施設との協定を締結する。また、要支援者を災害から守るため、また入所者を一時安全な場所で保護するため社会福祉施設との連携を密にする。</p>	<p>健康福祉課 総務課</p>
<p>【良好な避難所環境の確保】 再掲</p> <p>避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備等防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策、停電対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を推進する。また、感染症対策の徹底を図る。</p> <p>避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制等について点検を行う。</p>	<p>総務課</p>
<p>【福祉避難所の充実強化】 重点</p> <p>福祉避難所については、令和7年現在「サンホーム七宗」と民間である「さわやかデイサービスセンター七宗」を指定している。</p> <p>国のガイドラインを参考に福祉避難所に特化したマニュアル作成を行う。また、福祉避難所開設・運営訓練の実施を行う。町は災害発生時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者等の受入体制の充実に努める。整備内容については避難行動要支援者への配慮を徹底する。必要な物品について、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備等に努める。</p>	<p>健康福祉課</p>

(6) ライフライン・情報通信



施策の内容	担当課
<p>【倒木によるライフライン被害軽減対策の推進】</p> <p>地震や暴風・豪雪、水害等の場合に、道路に近接する樹木が電線や通信線、上下水道管等を損壊し、大規模停電やライフライン被害を発生させないよう、倒壊、支障の可能性がある樹木について、撤去や適切な剪定を推進、促進する。倒木を減少させるために、「里山林整備事業」を実施して道路脇の危険木や民家裏等の枯損木、斜立木を除去している。また、県が管理する道路のうち、緊急輸送道路または孤立予想集落に通じる道路沿いの民有地の樹木を伐採する場合は、補助事業の対象となる場合もあり、活用する。</p> <p>整備後の森林については、適正な状態が維持できるよう、所有者等の協力を得ながら適正な管理を行う。</p>	産業建設課
<p>【重要施設への電力供給体制の整備】重点</p> <p>公共施設、医療機関や社会福祉施設等の停電対策の状況について総点検を行うとともに、非常用発電機の配備、燃料の供給に関する協定締結団体、電気事業者等との連携強化を図り、停電が長期化した場合にも代替の電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。</p> <p>災害時に対策本部となる町庁舎と避難所となる3施設「木の国七宗コミュニティセンター」「神淵コミュニティセンター」「サンホーム七宗」について、停電時に発電機から電気を供給できる装置を設置し、停電時の電源確保を図っている。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【下水道の耐震・老朽化対策の推進】</p> <p>県道可児金山線、県道関金山線が緊急輸送道路第2次に指定されている。下水道管渠はこの2路線を含め、町道においても農集・小規模の2つの事業区域内の下水道管渠整備完了から比較的経過年数が少ないことから、今後、管渠更新・改良を現状の管の耐用年数、経過年数と延長及び老朽化状況を踏まえ進める。下水道施設の農集（4施設）・小規模（4施設）については、建設後20年以上経過しており、設備の経年化が進んでいるため、今後順次更新を行う。なお、農集4施設は令和2年度に施設及び管渠の機能診断と構想計画策定業務を実施した。</p> <p>下水道管渠及び施設の設備の更新には、多額の更新費用がかかるため、法定耐用年数を基準に更新を計画するが、法定耐用年数を経過しても機能維持可能なものは、使用しながら更新を行う。</p>	産業建設課
<p>【農業集落排水施設の機能保全対策の推進】</p> <p>国庫補助金を活用し、令和2年度に町内にある農業集落排水施設4施設（管渠含む）の機能診断及び構想計画策定業務を実施し、施設の長寿命化と機能保全を目的とした整備計画を策定した。</p> <p>機能診断の結果及び策定された構想計画を基に整備を実施する。</p>	産業建設課
<p>【水道施設の耐震化の推進】</p> <p>水道管路は水道配管布設から相当な年数を経過し、耐用年数を経過している管路も多くある。そのため、「管路更新計画」を策定し、計画的に更新を行うこととしている。</p> <p>平成29年度に七宗町簡易水道管路更新計画を策定し、長期計画として更新の優先度に応じ、優先度の高い管路は10年程度で更新し、次の10年で順次それ以外の管路の更新を行う。また、短期計画として、平成30年度から令和10年度までを計画期間として、令和7年度現在、計画的に更新事業を実施しており、今後も引き続き実施する。</p>	産業建設課
<p>【下水道業務継続体制の強化】</p> <p>「農集」「小規模」「個別」の3つの下水道事業それぞれに維持管理等の業務委託をしており、「農集」「小規模事業」については、施設の維持管理、施設及び中継ポンプ場の機械・電機設備点検の業務委託と「個別事業」については、合併処理浄化槽の維持管理の業務委託を行っている。災害時には、管理業者がガイドラインを作成しており、町と協力して復旧にあたる。</p> <p>計画的な維持管理を進めるとともに、災害対応についてあらかじめ管理業者と協力体制を整備し、発災時の早期復旧、業務継続に向けた体制の強化を図る。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【電気事業者の災害対応力強化】</p> <p>電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、人員確保、被災状況の把握等、早期復旧のための体制を強化する。</p>	総務課
<p>【情報通信事業者の災害対応力強化】</p> <p>災害時に備え、避難所等における早期通信手段確保のため、特設公衆電話の事前設置を計画的に推進する。災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から密接な関係を保ち連携体制の強化を図る。</p>	総務課
<p>【ガス事業者の災害対応力強化】</p> <p>当町では、家庭用ガスは全域でプロパンガスを使用している。災害時にも安定供給が図れるように(社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部と協定を締結している。</p> <p>協定に基づき災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から密接な関係を保ち連携体制の強化を図る。</p>	総務課
<p>【企業のBCPの策定支援】</p> <p>発災後に町の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが重要である。このため、企業のBCP（事業継続計画）の策定を支援する。</p> <p>また、道の駅「ロック・ガーデンひちそう」でBCP（事業継続計画）を策定し、ロックタウンプラザと日本最古の石博物館では防災訓練を行っているが、防災訓練が形式的なものにならないよう、より実践的な訓練や継続的な災害教育を行う。</p>	総務課

(7) 行政機能



(行政)

施策の内容	担当課
<p>【迅速な体制整備と被害調査】</p> <p>職員初動体制マニュアルの見直しや職員参集訓練を実施し、多様な災害時にも対応できる体制の確保を図る。また、被害認定調査を行う職員を育成するとともに、罹（り）災証明等の迅速な発行に努める。</p>	<p>総務課 住民課</p>
<p>【支援物資の受援体制の強化】</p> <p>令和7年現在、大規模災害時に支援物資の受け入れ先として指定する輸送拠点「道の駅ロック・ガーデンひちそう」の駐車場であり、今後、天候に影響されず支援物資が適切に管理できる施設と被災者に迅速に届けられるような体制づくりについて検討を行う。</p> <p>被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう物資の受援計画を策定する。また、新たな輸送拠点となる施設について検討を行う。</p>	<p>総務課</p>
<p>【道の駅の防災機能強化の推進】重点</p> <p>本町の入口にある「道の駅ロック・ガーデンひちそう」は、商業施設のロックタウンプラザと観光教育施設の日本最古の石博物館と隣接している。また、指定避難場所として指定されており、非常用電源装置・トイレや消火用の非常用タンクを設置し災害時の対応ができるよう整備されている。管轄する国土交通省と連携を取り、情報発信の場として施設機能の向上を図った。また、令和7年度に防災コンテナトイレが整備された。</p> <p>安全管理上、夜間は無人となっており、緊急時のみ夜間開放を行っている。国土交通省と連携を取り施設機能の向上を図り、災害拠点としての整備を進める。また、地域住民や利用者に対し、災害時の避難場所としての周知や災害時対応の周知を行う。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【災害時の広域支援・受援体制の強化】</p> <p>大規模災害発生時において、町内の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動が実施できるよう、あらかじめ広域的な応援体制の整備を図るため、町では、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」、「可茂地域災害時相互応援協定」、「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。しかしながら、応援受け入れの体制整備が十分ではなく、早急に整備を実施する。</p> <p>災害発生時に応援協定に基づき円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、支援計画や受援計画を策定する。</p> <p>災害発生時に、迅速かつ的確に消火、救急、救助活動が行われるよう、消防団員の確保や資質の向上等の消防組織の充実、広域的な消防応援体制を適切に運用する。</p>	総務課
<p>【市町村域を越える広域避難の検討】</p> <p>災害時における避難においては、避難情報の発令や避難先の確保等の住民の円滑な避難のための検討を行う。災害の規模や避難所での感染症対策を踏まえた収容人数の減少により避難所数の増加が必要となった場合は町内のみでは避難先の確保が困難となるおそれがある。そのため、町の対応能力を超える大規模災害に備え、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」・「可茂地域災害時相互応援協定」により大規模災害発生時には広域避難について要請する。</p> <p>近隣自治体等との広域的な相互応援、自衛隊への的確な支援要請、周辺自治体及び定住自立圏域自治体との応援体制構築、町の受援体制の整備、災害時相互連携協定の適切な運用、そして受援体制の充実強化について検討する。</p>	総務課
<p>【複合災害発生リスクの周知・啓発】</p> <p>令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図る。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【業務継続体制の整備】</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力強化を図るため、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図っている。</p> <p>実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定を行う。また、計画に基づき、災害時に備え非常時優先業務を選定し、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。</p> <p>災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう、災害時における行政業務の継続体制を強化する。また、庁内主要施設に、自家発電機、外部電源接続装置等の設置に向けた推進を図る。</p> <p>有事の際、Web会議、チャット、サテライトオフィス勤務及びリモートワーク等が実施できるシステム構築準備の検討を進める。</p> <p>火災等各種災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、災害対応業務の標準化の推進や、職員の災害対応能力の向上等、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練の実施を推進する。</p>	<p>総務課</p>
<p>【非常用物資の備蓄促進】</p> <p>発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な3日分程度の食料・飲料水・生活必需品は各世帯で備蓄する。また、町では、定期的に非常用物資の備蓄・更新を行っている他、民間企業等と連携した備蓄体制を構築している。</p> <p>住民に対し、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を行うとともに、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。</p>	<p>総務課</p>
<p>【切れ目のない被災者生活再建支援】重点</p> <p>災害発生時には、被害の状況に応じて、災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、被災者生活・住宅再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付け、災害生業資金の貸付け、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金、罹（り）災証明書の交付、被災者生活再建支援等の支援といった支援制度を速やかに適用して被災者の生活再建を支援する。</p>	<p>健康福祉課 住民課</p>

(消防)

施策の内容	担当課
<p>【消防団員が使用する救助用資機材の整備】</p> <p>国の補助制度を活用して令和元年度に消防団員が使用するAEDやチェンソー等の救助用資機材を整備した。</p> <p>大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、引き続き救助用資機材の整備を推進するとともに、資機材の使用法の習熟を図っていく。</p>	総務課
<p>【多様な人材の活用】重点</p> <p>消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、基本団員の確保に加え、機能別消防団の編成及び団員の拡充、消防職団員OBや女性等多様な人材の活用方策を推進し、所要の災害対応能力を確保する。</p>	総務課
<p>【消防団員の現場対応力の強化】</p> <p>消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図るため自衛隊、警察とも連携し実践的な研修・訓練等を実施する。</p>	総務課

(8) 環境



施策の内容	担当課
<p>【災害廃棄物処理体制の強化】</p> <p>本町では、平成31年3月に災害廃棄物処理計画を策定しており、公衆衛生や環境保全を確保しつつ、災害時に発生した大量の災害廃棄物ごみの仮置場の設置及び発生した災害廃棄物ごみの分別・処理を迅速かつ適正に実施する。</p> <p>また、現在の面積では、大規模な災害が発生した場合に、仮置場が足りないことが想定されるため、土地の確保を図る。</p>	産業建設課

(9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成



施策の内容	担当課
<p>【災害から命を守る防災教育の推進】重点</p> <p>防災意識の高揚を図るため、毎年、防災訓練や災害図上訓練（DIG）・避難所運営講座（HUG）を開催している。発災時は、防災関係機関の活動が遅延または阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づいた行動が、自助・共助・公助の互いを連携させ一体とすることで、被害を最小限に抑えることができるとともに、早期の復旧復興にもつながる。自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識と適切な対応について、広めていく。</p> <p>学校では、毎月「シェイクアウト訓練」を実施し、日頃から防災意識を高めている。また、各教科等の学習内容と防災教育との関連を図りながら指導している。</p> <p>各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の実践を通して、「命を守る」防災教育の普及を継続する。「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、避難訓練と合わせ災害時にとるべき避難行動の理解・促進等を図る防災教育を実施する。防災教育を実効性のあるものとするため、専門家による指導を実施する。</p> <p>訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。</p>	<p>総務課 教育課</p>
<p>【「災害・避難カード」を作成する取り組みの普及促進】</p> <p>風水害に備え、住民一人一人が自らの災害リスクを我が事として捉えるため、岐阜県が主導する、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【南海トラフ地震臨時情報を活用した避難訓練の実施】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報について、住民への周知を図り認知度を高めるとともに、南海トラフ巨大地震あるいは別の地震の情報が発表された際に、個々の町民の状況に応じた適切な避難行動がとられるよう防災訓練を実施する。</p>	総務課
<p>【避難行動要支援者名簿の活用】</p> <p>円滑な情報伝達や避難等を行うために、平常時から名簿情報の提供に関する同意率の向上を図る。災害時には、要支援者の避難が迅速に行われるような情報の提供、また、地域住民と協力して避難行動がとれるように平常時から情報共有し、避難行動の確認に努める。</p> <p>避難行動要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供するとともに、民生委員や社会福祉協議会等と連携を図る。災害時に要支援者の確実な避難が行えるよう個別避難計画の作成を推進する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【友愛訪問活動の推進】</p> <p>一人暮らしの高齢者、高齢夫婦、障がい者、ひとり親世帯を地域の民生委員が訪問し安否確認や見守り活動を行っている。</p> <p>少子高齢化の流れは止められないことから、今後、高齢者世帯、高齢者の一人世帯が増加する事が予測されるため、民生委員と地域が連携し地域で見守りや安否確認ができるよう考えていく。</p>	健康福祉課
<p>【見守りネットワーク活動の推進】</p> <p>地域包括支援センターと社会福祉協議会、そして地域が連携し、地域の高齢者世帯、高齢者独居世帯をさりげなく見守り、何か気掛かりな事や、異変を感じた場合のネットワークは構築できている。今後、高齢者世帯、高齢者独居世帯は増える事が予測されるため、強化する方法について検討を行う。</p> <p>現在、緊急や災害時に備え、「避難行動要支援者名簿」の作成や、町と事業所との「見守りネットワーク」を整備して、地域での見守り体制を構築している。町の教室や地域の行事の中で、参加者に対し、「日頃の見守り」や「災害発生時における地域の助け合い」が重要であることを説明する。</p> <p>避難行動要支援者名簿を活用して、民生委員や地域包括支援センター職員を通じ、特に在宅の高齢者のみで生活する世帯等を重点に、緊急時において確実につながる連絡先の把握に努める。また、見守りネットワーク事業では、より多くの事業所や地域団体と連携して、日頃の見守り活動の強化に努める。</p> <p>今後は、現在、協定を結んでいる事業所以外の事業所との連携を検討する。</p>	健康福祉課

施策の内容	担当課
<p>【被災者の仮住まい支援の推進】</p> <p>災害時における民間賃貸住宅の活用について、支援を推進する。また、災害時の仮設住宅ガイドライン、災害救助事務取扱要綱を整備する。復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与の在り方について検討を行う。同時に、町営住宅や空き家の無償貸与についても検討を行う。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【防災人材・自主防災組織の育成と強化】重点</p> <p>災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を図る。また、地域で活躍できる防災人材（防災士）の育成を推進するとともに、育成した人材が地域で活躍できる機会の創出を促進する。</p>	総務課

(10) 官民連携



施策の内容	担当課
<p>【救出・救助に係る連携体制の強化】</p> <p>救出・救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な訓練の実施を検討する。</p> <p>大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施する。</p>	総務課
<p>【災害時応援協定の締結先の検討】</p> <p>緊急かつ甚大な被害を引き起こす災害が発生した際には、食糧等最低限の生活を営むのに必要不可欠な物品が、各家庭の備蓄、また町の備蓄では不足する事態が予想され、二次的な被害の原因になり得る。そのため、平時より対策を検討する必要がある。</p> <p>生活必需物資や救急救援等災害時における応援協定を、各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【災害ボランティアセンター立ち上げ支援】</p> <p>本町では、町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結しているが災害ボランティアセンターを立ち上げるべき大規模災害が近年発生していないため、平時より災害時におけるボランティアセンターでの迅速かつ継続的な支援に備える方策を検討する。</p> <p>また、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成、訓練を行う。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害ボランティア活動における受入体制整備】</p> <p>災害ボランティアセンターの立ち上げは、社会福祉協議会と連携して行うため、災害ボランティア活動における受入体制についても連携して行う。</p> <p>災害ボランティア活動における受入体制について、マニュアルの整備、仕組みの構築を検討する。</p> <p>災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会、他の防災機関と連携し、災害ボランティアに対し迅速な情報提供ができるよう準備する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害ボランティアとの連携強化】</p> <p>災害時には、迅速かつ的確な災害ボランティアによる災害救援が必要になるため、平時において関係機関と連携・協力関係の構築・推進に努める。また、災害援助には、医療、防災等の専門的な支援も必要な場合があるため、専門ボランティアの情報入手について準備するとともに、医療関係機関等と広域的な体制づくりを図る。</p>	健康福祉課 総務課

(11) メンテナンス・老朽化対策



施策の内容	担当課
<p>【公共施設等の維持管理】</p> <p>本町の公共施設等については、老朽化の激しいものや今後、更新時期を迎える施設があり、維持管理には多額の費用がかかる。財政的にも今と同じ施設を維持することはほぼ不可能であり、施設等の維持管理には統廃合も含め計画的に行っていく。</p> <p>整備の必要な町施設の改修を進めると、短期間に多額の費用を要することになる。そのため、長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「七宗町公共施設総合管理計画」、「七宗町公共施設個別施設計画」に基づいて対策を進め、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。</p>	<p>総務課 施設管理 担当課</p>
<p>【メンテナンスによる被害軽減の推進】</p> <p>「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し計画的に修繕工事を進める。引き続き、予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。</p> <p>町道橋の法的な点検の実施を行い、計画的な修繕を実施している。点検については計画的に順次実施するが、必要な修繕を実施するための補助金確保について検討を行う。</p>	<p>産業建設課</p>

(12) デジタル等新技術活用



施策の内容	担当課
<p>【情報収集手段の多様化】 発災後の被災状況の把握等の情報収集については、迅速な対応が必要であるため、デジタル技術を活用したドローン等の新たな資機材の活用を図る。</p>	総務課 各業務 担当課
<p>【住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】重点 令和7年度現在、当町の避難情報や災害情報の伝達について、防災行政無線、戸別受信機、防災アプリ、情報配信サービス「すぐメールひちそう」、LINEアプリ、を用いて行っている。特に情報配信サービス「すぐメールひちそう」、LINEアプリでは、気象、地震、火災、交通規制、イベント・行事、健康他、行政から住民への情報発信の重要な要素となっている。防災情報等重要な情報を住民に正確に伝達するため、防災通信手段の計画的な整備・更新を行う。また、「岐阜県総合防災ポータル」や「岐阜県川の防災情報」等、防災情報の提供ツールの住民への周知を図る。避難情報等の住民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける。</p>	総務課

Ⅰ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

①巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

施策の内容	担当課
<p>【木造住宅の耐震化等の推進】重点</p> <p>地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。特に木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、耐震化率向上のため、耐震の必要性や耐震関係補助制度について普及・啓発を実施し、認知度を上げる必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。</p>	<p>総務課</p>
<p>【多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進】</p> <p>当町の公共施設等については、老朽化の激しいものや今後近年のうちに、更新時期を迎える施設があり、維持管理には多額の費用がかかる。人口減少の観点から、また財政的にも現在と同じ施設を維持することはほぼ不可能であり、施設等の維持管理は統廃合も含め計画的に行っていく必要がある。</p>	<p>総務課 施設管理 担当課</p>
<p>【空家等対策の推進】重点</p> <p>人口減少が著しい本町においては、空き家等の管理不全な状況が増加しており、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生の原因となる可能性があるため、空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な対策を取る必要がある。</p>	<p>総務課</p>

②大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

施策の内容	担当課
<p>【住民への災害リスクの周知】重点</p> <p>「七宗町土砂災害・洪水ハザードマップ」を令和3年に全世帯に配布したが、その後、土砂災害警戒区域の指定箇所を追加や変更が発生しているため、計画的な更新及び必要な世帯への配布が必要である。また、洪水等の水害リスクについては住民に対し十分な周知ができていないため、今後も周知に努める。</p>	総務課
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）】</p> <p>当町は中山間地域であり、土砂災害警戒区域が259箇所あり、居住家屋の近隣にも数多く存在する。土砂災害・洪水ハザードマップを令和3年に全世帯に配布したが、その後、土砂災害警戒区域の指定箇所を追加や変更等が発生しているため、計画的な更新及び必要な世帯への配布が必要である。また、「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が改正され、地域防災計画に名称及び所在地が定められた土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施についても支援する必要がある。</p>	総務課 産業建設課
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策）】</p> <p>土砂災害警戒区域が数多く存在するため、避難所・要配慮者利用施設を保全する施設整備に加え、集落や、災害時にその機能が麻痺しないように防災拠点（行政庁舎等）を保全する施設整備について実施する必要がある。</p> <p>また、県と連携し、裏山急傾斜地崩壊対策事業を計画的に進める必要がある。</p>	産業建設課
<p>【要配慮者利用施設の避難確保計画の作成】</p> <p>要配慮者利用施設の強化を図るために「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が改正され、地域防災計画に名称及び所在地が定められた土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられた。町内には計画未作成の施設があり、制度の周知など早急な対応が必要である。また、既に実施済みの施設においても、継続した実施と見直しが必要である。</p>	総務課 健康福祉課 教育課

③避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

施策の内容	担当課
<p>【住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】重点</p> <p>災害時に必要な情報を確実に収集、住民等に伝達する際、特に要配慮者に対しては、迅速かつ確実に情報伝達できる方法を検討するとともに、できるだけ複数の情報通信手段を活用する必要がある。</p> <p>住民へ向けて、携帯電話のメール機能やパソコンメールを用い、県提供によるものも含め、様々な行政情報や気象情報等の防災情報を発信し、住民が自ら情報を入手する方法の多様化を図る必要がある。全国瞬時警報システム（J-ALERT）の保守及び更新を必要に応じて行い、また、「すぐメールひちそう」やLINEアプリの普及及び登録者増加を推進する必要がある。</p> <p>住民主体での避難行動を促進するため、県が運用、提供する、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位の貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象情報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める必要がある。</p>	<p>総務課</p>
<p>【災害から命を守る防災教育の推進】重点</p> <p>発災時において、「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するために、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。特に、小中学校における防災教育は、児童・生徒への防災教育の大切さを再認識し、自ら考え判断して行動できるように、避難訓練の方法や講話の内容を工夫する等、町役場内関係各課と学校が連携して防災教育に取り組む必要がある。</p> <p>学校では、毎月「シェイクアウト訓練」を実施し、日頃から防災意識を高めている。また、各教科等の学習内容と防災教育との関連を図りながら指導している。</p> <p>国土強靱化を図るためのハード整備には限界があることから、災害危険箇所等の周知や適切な避難行動につながる情報提供等、整備途上における被害軽減や計画を超える自然災害等への対応として、町民の防災意識の向上に資するソフト対策を推進する必要がある。</p>	<p>総務課 教育課</p>

施策の内容	担当課
<p>【「災害・避難カード」を作成する取り組みの普及促進】</p> <p>近年の天候や自然災害には、以前は想定されていなかった激甚災害や過去に例のない事象が発生しており、町役場と住民が、有事に対する危機感を共有する必要がある。そのため、災害に備え、住民一人一人が自らの災害リスクを我が事として捉え、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。</p>	総務課
<p>【南海トラフ地震臨時情報を活用した避難訓練の実施】</p> <p>本町は比較的揺れにくい地盤で、過去においては地震による大きな被害を受けていない。しかし、甚大な被害を引き起こすとされている南海トラフ巨大地震について町民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及・啓発や防災訓練等の入念な対策が必要である。</p> <p>また、岐阜県には活火山、活断層といった地震発生の原因となり得る要素が数多く存在し、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にある。県内で大地震が発生した場合は町にも多大な被害が発生するおそれがある。また、本町は中山間地域であるため、中規模の地震であっても山崩れや落石による被害を受ける可能性も高い。これらについても実際的な対策が必要である。</p>	総務課
<p>【救出・救助に係る連携体制の強化】</p> <p>毎年、「自助・共助」としての防災意識を高めるため、各地区での防災訓練を行っているが、救出・救助に対しては関係機関での訓練は実施できておらず、実施を検討する必要がある。</p>	総務課
<p>【情報収集手段の多様化】</p> <p>災害発生後の被災状況の把握については、職員が現場に出向き目視等により確認を行うが、危険な場所等での確認作業には十分な安全確保が必要であり、迅速な確認ができない状況があるため、デジタル技術を活用したドローンの利用について検討が必要である。</p>	総務課 各業務 担当課

④暴風雪や豪雪等に伴う災害による多数の死傷者の発生

施策の内容	担当課
<p>【道路における大雪対策】</p> <p>降雪等の際、早期に通行の確保を図るため、建設業者による除雪体制の強化等を図る必要がある。</p>	産業建設課

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

①被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止

施策の内容	担当課
<p>【災害時応援協定の締結先の検討】</p> <p>緊急かつ甚大な被害を引き起こす災害が発生した際には、食糧等最低限の生活を営むのに必要不可欠な物品が、各家庭の備蓄、また、町の備蓄では不足する事態が予想され、二次的な被害の原因になり得る。そのため、生活必需物資や医療救護、緊急救援等災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。</p>	総務課

②多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

施策の内容	担当課
<p>【町管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進】</p> <p>地震や暴風・豪雪、水害等の場合に、町管理道路沿いに成育する樹木が道路に倒れる等の状態となり、人命を傷つける可能性がある他、通行を妨げ、避難の手段を奪う可能性がある。そのため、倒壊、支障の可能性がある樹木について、撤去や適切な剪定を推進、促進する必要がある。</p>	産業建設課
<p>【孤立予想集落における備蓄の確保】重点</p> <p>本町は町域の大部分が山地で占められ、山間地に小集落が点在しており、32地区のうち18地区が孤立予想集落となっている。発災初期には住民の備蓄を中心に対応するものとし、備蓄の確保として災害発生後の生活に必要な3日分程度の食料、飲料水、生活必需品は各世帯が備蓄することとしている。集落が孤立しても自主的な生活が継続できるよう、食料、飲料水、生活必需品等について各家庭や集落での備蓄を啓発する必要がある。</p>	総務課

③消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

施策の内容	担当課
<p>【消防団員が使用する救助用資機材の整備】</p> <p>町内の消防団員は、想定される大規模自然災害の発生時には、非常に重要な住民の救助、救援の担い手となるため、その使用資機材は有効に使えるものでなければならない。そのため、平時に資機材の確保、更新を図るとともに、使用方法の習熟を図り関係機関との訓練を実施する必要がある。</p>	総務課
<p>【多様な人材の活用】重点</p> <p>消防団員は、想定される大規模自然災害の発生時には、非常に重要な住民の救助、救援の担い手となる。当町の消防団は4分団及び機能別消防団員で構成されており、また、少子高齢化が著しい本町においては、消防団員の継続的確保や町外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題となっており、機能別消防団員の周知など対策をとる必要がある。</p>	総務課
<p>【消防団員の現場対応力の強化】</p> <p>消防団員は、想定される大規模自然災害の発生時には、非常に重要な住民の救助、救援の担い手となる。近年、局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑化、多様化する災害への消防団員の現場対応力の向上を図る必要がある。</p>	総務課

④医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

施策の内容	担当課
<p>【災害医療関係機関の体制及び連携の強化】重点</p> <p>大規模災害が発生した場合には、多数の負傷者が発生する事が予測され、また医療機関の機能停止、混乱も予想されることから被災者に対し救助、救急、医療活動が迅速に供給できるように、「七宗町医療救護計画」を策定している。</p> <p>本町としては、災害時における医療救護活動に関する協定書を加茂医師会と締結しているが、円滑な医療救護体制を確立するためには軽微な負傷者等に対し自主防災組織等による応援救護体制ができるよう、活動計画及びマニュアルを作成するとともに、災害時における医療体制の広域的な体制について検討する必要がある。</p> <p>また、災害時の医療救護体制について、町内で対応できない事態が発生した場合には、県所属の災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)について、必要時に迅速な要請ができる体制づくりが必要である。</p>	健康福祉課 総務課

施策の内容	担当課
<p>【「重度障がい児者」等に対する災害時等支援ネットワークの構築】</p> <p>災害時にも、電源が必要な者を含め「重度障がい児」等に対して十分なケアを提供する必要がある。そのため、要配慮者、避難行動要支援者に対し「七宗町避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として支援体制を整備する必要がある。</p> <p>国の基本方針で、重症心身障がい児者（医療的ケア児）支援連携を各市町村においても設置することとなっている。しかし、令和7年現在、本町では支援体制が十分には構築されていない状態である。そのため、早急な支援ネットワークの構築の検討が必要である。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害時の保健活動体制整備の推進】</p> <p>災害時、町は県、関係機関と協力し避難所の生活環境の整備や心身両面から保健指導を実施し、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防して、被災者の健康回復増進と健康な生活が送れるように支援する必要がある。</p> <p>災害時の保健活動として、健康課題や被災状況等、収集した情報を踏まえ「岐阜県災害時保健活動マニュアル」に基づき活動し、早期に被災者の健康状態と生活環境を把握し、保健活動ができるよう体制整備に努める必要がある。また、災害の程度、必要に応じ県災害対策支部に応援を要請し、保健活動チームを編成する必要がある。</p> <p>災害時における保健活動を迅速・的確に行うために「岐阜県災害時保健活動マニュアル」を関係者が理解し、研修・訓練を実施する必要がある。また、関係部署、関係機関・団体と連携した災害時の保健活動体制の構築にむけ、県と連携を図る必要がある。</p> <p>巡回健康相談や健康調査等の各種様式や新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策、エコノミークラス症候群や心のケア等起こりやすい健康課題について、平時に周知の準備をする必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【医療人材確保の推進】</p> <p>救護所、救護病院、災害拠点病院等と連携し活動ができるよう体制を整備する必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【介護人材確保の推進】</p> <p>災害により福祉避難所に要介護者等が避難した場合に、介護職員の不足が予測されるため、不足の程度を把握し、応援を要請できるよう近隣社会福祉施設との協定を締結する必要がある。</p>	健康福祉課 総務課

⑤想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

施策の内容	担当課
<p>【帰宅困難者対策の推進】</p> <p>平時から町内企業の従業員等に対し、大規模災害時にはむやみに移動を開始しないことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。</p>	総務課

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

①劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策の内容	担当課
<p>【速やかな被災者の生活再建支援】</p> <p>災害発生時には、被災者の生活を一日も早く再建するために、被害の状況に応じて町の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。被災者の生活再建を支援するため各支援制度を策定しているものの、支援金額が明記されていない等、制度の詳細について分かりにくい部分が存在するため、内容を明確にする必要がある。</p> <p>災害後速やかに、住家の被害認定調査及び罹（り）災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。また、避難所から仮設住宅、復興住宅と、被災者の生活環境が大きく変化することにより、移動しながらの避難が生じた場合には、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営めるよう、それぞれのサポート体制の準備が必要である。</p> <p>また、罹（り）災証明書の迅速な発行を行うため、実践的な訓練及びシステム等の構築を図る必要がある。</p>	住民課 総務課
<p>【応急住宅の供給の推進】</p> <p>災害時の避難の流れの中で、一日も早く応急（仮設）住宅の確保をする必要がある。応急住宅の建設可能用地について県と連携し必要戸数分を確保する必要がある。被災者用の住居として利用可能な町営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう体制を整備する必要がある。また、迅速な応急住宅の供給のため、県や他市町村との広域的連携を視野に賃貸型応急住宅の確保を検討する必要がある。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【良好な避難所環境の確保】</p> <p>避難所を安心して利用できるよう、災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備等防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備の推進と感染症対策の徹底を図る必要がある。</p> <p>避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制等について点検を行う必要がある。</p>	総務課
<p>【福祉避難所の充実強化】重点</p> <p>福祉避難所については、令和7年度現在「サンホーム七宗」と民間である「さわやかデイサービスセンター七宗」を指定している。</p> <p>過去に我が国で発生した大規模災害では、福祉避難所において避難生活が長期化して、高齢者や障がい者、乳幼児等に専門的支援ができなかった状況がみられた事から、国のガイドラインを参考に福祉避難所に特化したマニュアル作成が必要である。また、福祉避難所開設・運営訓練の実施も必要である。町は災害発生時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者等の受入体制の充実に努める必要がある。また、整備内容については避難行動要支援者への配慮が必要である。必要な物品について、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備等に努める必要がある。</p>	健康福祉課

②町役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策の内容	担当課
<p>【迅速な体制整備と被害調査】</p> <p>災害発生時には、迅速な対策本部の設置と被災状況の把握が重要であり、参集した職員が体制を整えるが、当町は全域が山間地であるために土砂災害等による孤立集落の発生、町外在住職員の増加による体制整備の遅れや災害対応の遅れが懸念され、対策を講じる必要がある。また、災害後の被害調査と認定については、研修会への参加など、担当職員の知識の習得が必要になる。</p>	総務課 住民課

施策の内容	担当課
<p>【支援物資の受援体制の強化】</p> <p>令和7年度現在、大規模災害時に支援物資の受け入れ先として指定する輸送拠点は「道の駅ロック・ガーデンひちそう」の駐車場であり、支援物資は野外に置くことになる。そのため、天候に影響されず支援物資が適切に管理できる施設と被災者に迅速に届けられるような体制づくりが必要となる。</p>	総務課
<p>【道の駅の防災機能強化の推進】重点</p> <p>東日本大震災等では、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、当町では、町の入口にある「道の駅ロック・ガーデンひちそう」を災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置等防災機能を強化する必要がある。</p> <p>また、地域住民や利用者に対し、災害時の避難場所としての周知や災害時対応の周知を行う必要がある。</p>	総務課
<p>【災害時の広域支援・受援体制の強化】</p> <p>大規模災害発生時において、町内の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動が実施できるよう、またあらかじめ広域的な応援体制の整備を図るため、町では、各種協定を締結している。しかしながら、応援受け入れの体制整備が十分ではなく、一日も早い整備が必要である。</p> <p>災害発生時に応援協定に基づき、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、支援計画や受援計画を策定する必要がある。</p> <p>災害発生時に、迅速かつ確に消火、救急、救助活動が行われるよう、消防団員の確保や資質の向上等の消防組織の充実、広域的な消防応援体制の適切な運用をする必要がある。</p>	総務課
<p>【市町村域を越える広域避難の検討】</p> <p>災害時における避難においては、避難情報の発令や避難先の確保等の住民の円滑な避難のための検討を行う必要がある。災害の規模によっては町内のみでは避難先の確保が困難となるおそれがある。そのため、町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域的な応援体制や関係機関との協力体制の確立が必要である。</p> <p>近隣自治体等との広域的な相互応援、自衛隊への的確な支援要請、周辺自治体及び定住自立圏域自治体との応援体制構築、町の受援体制の整備、災害時相互連携協定の適切な運用、そして受援体制の充実強化について検討が必要である。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【業務継続体制の整備】</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る必要がある。</p> <p>実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定を行う必要がある。また、計画に基づき、災害時に備え非常時優先業務を選定し、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する必要がある。</p> <p>災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。また、町内主要施設に、自家発電機、外部電源接続装置等の設置の推進を図る必要がある。</p> <p>有事の際、Web会議、チャット、サテライトオフィス勤務及びリモートワーク等が実施できるシステム構築の準備が必要である。</p> <p>火災等各種災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、災害対応業務の標準化の推進や、職員の災害対応能力の向上等、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練の実施を推進する必要がある。</p>	<p>総務課</p>
<p>【公共施設等の維持管理】</p> <p>本町の公共施設等については、老朽化の激しいものや今後、更新時期を迎える施設があり、維持管理には多額の費用がかかる。財政的にも今と同じ施設を維持することはほぼ不可能であり、施設等の維持管理には、統廃合も含め計画的に行っていく必要がある。</p> <p>整備の必要な町施設の改修を進めると、短期間に多額の費用を要することになる。そのため、長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を、計画的に行う「七宗町公共施設総合管理計画」、「七宗町公共施設個別施設計画」に基づいて対策を進め、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る必要がある。</p>	<p>総務課 施設管理 担当課</p>

(4) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

①食料や物資の供給の途絶

施策の内容	担当課
<p>【非常用物資の備蓄促進】</p> <p>発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な3日程度の食料・飲料水・生活必需品は各世帯で備蓄する必要がある。また、町では、非常用物資の備蓄を定期的に更新する必要がある。</p> <p>住民に対し自主的な備蓄の促進に向けた啓発を行うとともに、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を推進する必要がある。</p>	総務課

②ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

施策の内容	担当課
<p>【倒木によるライフライン被害軽減対策の推進】</p> <p>地震や暴風・豪雪、水害等の場合に、道路に近接する樹木が電線や通信線、上下水道管等を損壊し、大規模停電やライフライン被害を発生する可能性がある。そのため、倒壊、支障の可能性がある樹木について、撤去や適切な剪定を推進、促進する必要がある。</p> <p>整備後の森林については、適正な状態が維持できるよう、所有者等の協力を得ながら適正な管理を行う必要がある。</p>	産業建設課
<p>【重要施設への電力供給体制の整備】重点</p> <p>大規模自然災害に伴う大規模な停電が発生した場合でも、災害対策本部や避難所として供される公共施設、医療機関や社会福祉施設等は重要施設と位置付け、でき得る限りの電力の供給が望まれる。そのため、停電対策の状況について総点検を行う必要があるとともに、停電が長期化した場合にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【下水道の耐震・老朽化対策の推進】</p> <p>下水道施設の機能を維持または応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。</p> <p>下水道管渠は、「農集」「小規模」の2事業区域内の下水道管渠整備完了から比較的経過年数が少ないことから、今後、管渠更新・改良を現状の管の耐用年数、経過年数と延長及び老朽化状況を踏まえ進める必要がある。下水道施設の「農集（4施設）」「小規模（4施設）」については、建設後20年以上経過しており、設備の経年化が進んでいるため、今後、順次更新を行う必要がある。</p>	産業建設課
<p>【農業集落排水施設の機能保全対策の推進】</p> <p>農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き、計画的に推進する必要がある。災害時に農業集落排水処理施設の機能停止による公衆衛生問題や施設の破損による交通障害、浸水被害の発生を防止するため、管路及び処理場等の施設の耐震化・長寿命化に取り組む必要がある。</p>	産業建設課
<p>【水道施設の耐震化の推進】</p> <p>国道41号線は「緊急輸送道路第1次」に、県道関金山線、県道可児金山線は「緊急輸送道路第2次」に指定されている。水道管路は、この3路線を含め、町道においても、水道配管布設から相当な年数を経過し、耐用年数を経過している管路も多くある。そのため、管路更新計画を策定し、計画的に更新を行う必要がある。</p>	産業建設課
<p>【下水道業務継続体制の強化】</p> <p>下水道施設の機能を維持または応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、下水道業務継続計画（BCP）の充実と、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを促進する必要がある。</p> <p>計画的な維持管理を進めるとともに、災害対応についてあらかじめ管理者と協力体制を整備し、発災時の早期復旧、業務継続に向けた体制の強化を図る必要がある。</p>	産業建設課
<p>【電気事業者の災害対応力強化】</p> <p>電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、人員確保、被災状況の把握等、早期復旧のための体制を強化する必要がある。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【情報通信事業者の災害対応力強化】</p> <p>災害時に備え、避難所等における早期通信手段確保のため、各避難所に特設公衆電話を設置する必要がある。災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から密接な関係を保ち連携体制の強化を図る必要がある。</p>	総務課
<p>【ガス事業者の災害対応力強化】</p> <p>協定に基づき災害時にガス供給を迅速に復旧する必要がある、供給業者と密接な関係を保つことが必要である。</p>	総務課

③地域交通ネットワークの分断、機能停止

施策の内容	担当課
<p>【主要町道の整備促進】</p> <p>主要町道の橋梁・道路土工構造物・道路舗装・法面等について計画的に点検・修繕を実施する必要がある。</p>	産業建設課

(5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

①農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策の内容	担当課
<p>【治山対策の推進】重点</p> <p>治山対策を着実に推進する必要がある。山腹の崩壊等の山林内の崩落工事は、県の治山事業で対応している。今後も治山事業を県に対して要望し、必要箇所について事業を遂行する必要がある。</p>	産業建設課
<p>【農地等の地域資源を守る共同活動等の推進】</p> <p>農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあり対策が必要である。</p> <p>農村集落において、大規模災害の発生により、農業用施設に甚大な被害が生じる可能性があるため、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮を目的として、必要な地域住民による共同活動及び継続的な営農活動等を実施する集落等を支援する必要がある。</p> <p>経年劣化に伴う施設の更新について支援することで、生産基盤の強靱化を図る必要がある。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進】</p> <p>鳥獣害による直接的被害は生産量だけでなく、生産意欲の減退をもたらし、耕作放棄の要因になるため、防除設備の設置や猟友会と連携した駆除によって対策を行っており、被害の発生を抑えることが必要である。</p> <p>野生鳥獣による農地・森林被害の防止対策を推進し、鳥獣捕獲員の担い手育成や継承の支援を進めることが必要である。</p>	産業建設課
<p>【基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進】</p> <p>地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の橋梁点検を実施しているが、引き続き、避難路や代替輸送路機能を確保するため、農道の適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>また、農道の草刈りについては高齢化や人口減少により維持管理が行えなくなる可能性があるため、対策が必要である。</p>	産業建設課
<p>【林道整備の推進】</p> <p>計画的に林道の整備を実施しているが、引き続き、避難路や代替輸送路機能を確保するため、更新、長寿命化対策を進め適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>また、林業の衰退により山林が荒廃するため、森林組合が森林経営計画を策定して、県の補助を受け、作業道をつくり大規模に整備している。しかし、近年の単発的な豪雨により作業林道の法面崩壊や、林道路面の洗掘が発生しており、山林の適切な管理や作業道の排水等を指導する必要がある。</p>	産業建設課
<p>【森林経営管理制度の活用促進】</p> <p>既存の森林経営計画が策定されている箇所(木材生産林)以外の環境保全林として指定されている未整備森林について、意向調査等を実施し、その後森林所有者より町または森林組合に委任したい旨の意見のあった森林については、森林環境譲与税及び県環境保全林整備事業等を活用し、整備する必要がある。</p>	産業建設課

②地震後の豪雨災害等の複合災害による逃げ遅れや死傷者の発生

施策の内容	担当課
<p>【複合災害発生リスクの周知・啓発】</p> <p>河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図る必要がある。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて周知を図る必要がある。</p>	総務課

(6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策の内容	担当課
<p>【災害廃棄物処理体制の強化】</p> <p>大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進、町民の生活環境の確保、早急な復旧・復興を推進するため、災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る必要がある。また、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、他市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制をとる必要がある。災害時の災害廃棄物処理対応に係る具体的な手順を確認し、七宗町災害廃棄物処理計画を用いながら平時の備え及び災害時の対応等のマニュアルを整備する必要がある。</p> <p>危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を実施する必要がある。</p> <p>また、現在の面積では、大規模な災害が発生した場合に、仮置場が足りないことが想定されるため、土地の確保を図る必要がある。</p>	産業建設課

②人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

施策の内容	担当課
<p>【避難行動要支援者名簿の活用】</p> <p>災害が発生した際に、民生委員や地域の支援者が連携し「避難行動要支援者名簿」を用いて、情報伝達や避難行動等を迅速に行える体制を構築しており、これを継続する必要がある。</p> <p>円滑な情報伝達や避難等を行うために、平常時から名簿情報の提供に関する同意率の向上を図る必要がある。災害時には、要支援者の避難が迅速に行われるような情報の提供、また、地域住民と協力して避難行動がとれるように平常時から情報共有し、避難行動の確認に努める必要がある。</p> <p>地域の特性を考慮した手引きやマニュアル作成を今後考えていく必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【友愛訪問活動の推進】</p> <p>一人暮らしの高齢者、高齢夫婦、障がい者、ひとり親世帯を地域の民生委員が訪問し安否確認や見守り活動を行っている。少子高齢化の流れは止められない事から、今後、高齢者世帯、高齢者独居世帯は増える事が予測されるため、民生委員と地域が連携し地域で見守りや安否確認ができるよう考え、状況に応じ仕組みを変更する必要がある。</p>	健康福祉課
<p>【見守りネットワーク活動の推進】</p> <p>「地域包括支援センター」と「社会福祉協議会」そして地域が連携し、地域の高齢者世帯、高齢者独居世帯をさりげなく見守り、何か気掛かりな事や、異変を感じた場合のネットワークは構築できているが、今後、高齢者世帯、高齢者独居世帯は増える事が予測されるため、強化する必要がある。</p> <p>現在、緊急や災害時に備え、「避難行動要支援者名簿」の作成や、町と事業所との「見守りネットワーク」を整備して、地域での見守り体制を構築している。町の教室や地域の行事の中で、参加者に対して、「日頃の見守り」や「災害発生時においての地域の助け合い」が重要であることを説明する必要がある。</p> <p>避難行動要支援者名簿を活用して、民生委員や地域包括支援センター職員を通じ、特に在宅の高齢者のみで生活する世帯等を重点に、緊急時において確実につながる連絡先の把握に努める必要がある。また、見守りネットワーク事業では、より多くの事業所や地域団体と連携して、日頃の見守り活動の強化に努める必要がある。</p>	健康福祉課

施策の内容	担当課
<p>【被災者の仮住まい支援の推進】</p> <p>災害時における民間賃貸住宅の活用について、支援を推進し、災害時の仮設住宅ガイドライン、災害救助事務取扱要綱を整備する必要がある。</p> <p>復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与の在り方や町営住宅及び空き家の無償貸与についても検討を行う必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【防災人材・自主防災組織の育成と強化】重点</p> <p>町や各地区で活躍する防災人材が不足しているため、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を図る必要がある。</p>	総務課
<p>【災害ボランティアセンター立ち上げ支援】</p> <p>本町では、災害ボランティアセンターを立ち上げるべき大規模災害が近年発生していないために、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成、訓練が必要である。</p> <p>当町では、災害が発生し災害ボランティアセンターを設置する場合には、関係機関の協力を得て町社会福祉協議会に設置する。また、災害が発生した際には、災害ボランティアセンターの運営支援をはじめ、各種災害ボランティア活動を支援する体制をとっている。平時から関係機関と災害ボランティアセンターの運営方法や、災害時における具体的な協力内容等について話し合い、確認する必要がある。</p> <p>平時より災害時におけるボランティアセンターでの迅速かつ継続的な支援に備える必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害ボランティア活動における受入体制整備】</p> <p>災害発生時に、ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者と連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。</p> <p>ボランティアが活動を開始する前に、被災地への安全なルートが確保されている、感染症対策が取られている等、ボランティアの安全確保に努める必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害ボランティアとの連携強化】</p> <p>災害時には、迅速かつ的確な災害ボランティアによる災害救援が必要になるため、平時において関係機関と連携・協力関係の構築・推進に努める必要がある。また、災害援助には、医療、防災等の専門的な支援も必要な場合があるため、専門ボランティアの情報入手について準備するとともに、医療関係機関等と広域的な体制づくりが必要である。</p>	健康福祉課 総務課

③主要道路の損壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策の内容	担当課
<p>【メンテナンスによる被害軽減の推進】</p> <p>高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴って多数の橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し計画的に点検及び修繕工事を進めている。また、道路土工構造物についても同様に定期的に点検・修繕を進めている。引き続き、予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要があることから、修繕を実施するための財源確保が必要となる。</p>	産業建設課

④貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

施策の内容	担当課
<p>【文化財保護対策の推進】</p> <p>町にある文化財は歴史的なものが多く、町民の文化振興に関してかけがえないものになっている。町として、文化財の状態の把握に努め、有事の際に早急な修繕及び補修が必要である。</p>	教育課

⑤事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策の内容	担当課
<p>【切れ目のない被災者生活再建支援】重点</p> <p>被災者の生活再建を支援するため、災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、被災者生活・住宅再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付け、災害生業資金の貸付け、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金、罹（り）災証明書の交付、被災者生活再建支援等といった支援制度を策定している。しかし、支援金額が明記されていない等、詳細が不明確な制度が多いため、全ての施策について内容を明確にする必要がある。</p>	健康福祉課 住民課
<p>【地籍調査の推進】</p> <p>土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興につながるため、地籍調査事業を引き続き推進する必要がある。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【企業のBCPの策定支援】</p> <p>発災後に町の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが必要となる。このため、企業のBCP（事業継続計画）の策定を支援する必要がある。</p> <p>また、道の駅「ロック・ガーデンひちそう」でBCP（事業継続計画）を策定し、ロックタウンプラザと日本最古の石博物館では防災訓練を行っているが、防災訓練が形式的なものにならないよう、より実践的な訓練や継続的な災害教育を行う必要がある。</p>	総務課

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 交通・物流



施策の内容	担当課
<p>【町管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進】</p> <p>地震や暴風・豪雪、水害等の場合に、町管理道路沿いに成育する樹木が道路に倒れる等の状態となり、人命を傷つける可能性がある他、通行を妨げ、避難の手段を奪う可能性がある。そのため、倒壊、支障の可能性がある樹木について、撤去や適切な剪定を推進、促進する必要がある。</p>	産業建設課
<p>【孤立予想集落における備蓄の確保】重点</p> <p>本町は町域の大部分が山地で占められ、山間地に小集落が点在しており、32地区のうち18地区が孤立予想集落となっている。発災初期には住民の備蓄を中心に対応するものとし、備蓄の確保として災害発生後の生活に必要な3日分程度の食料、飲料水、生活必需品は各世帯が備蓄することとしている。集落が孤立しても自主的な生活が継続できるよう、食料、飲料水、生活必需品等について各家庭や集落での備蓄を啓発する必要がある。</p>	総務課
<p>【主要町道の整備促進】</p> <p>主要町道の橋梁・道路土工構造物・道路舗装・法面等について計画的に点検・修繕を実施する必要がある。</p>	産業建設課
<p>【道路における大雪対策】</p> <p>降雪等の際、早期に通行の確保を図るため、建設業者による除雪体制の強化等を図る必要がある。</p>	産業建設課

(2) 国土保全



施策の内容	担当課
<p>【住民への災害リスクの周知】重点</p> <p>「七宗町土砂災害・洪水ハザードマップ」を令和3年に全世帯に配布したが、その後、土砂災害警戒区域の指定箇所の追加や変更が発生しているため、計画的な更新及び必要な世帯への配布が必要である。また、洪水等の水害リスクについては住民に対し十分な周知ができていないため、今後も周知に努める。</p>	<p>総務課</p>
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）】</p> <p>当町は中山間地域であり、土砂災害警戒区域が259箇所あり、居住家屋の近隣にも数多く存在する。土砂災害・洪水ハザードマップを令和3年に全世帯に配布したが、その後、土砂災害警戒区域の指定箇所の追加や変更等が発生しているため、計画的な更新及び必要な世帯への配布が必要である。また、「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が改正され、地域防災計画に名称及び所在地が定められた土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施についても支援する必要がある。</p>	<p>総務課 産業建設課</p>
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策）】</p> <p>土砂災害警戒区域が数多く存在するため、避難所・要配慮者利用施設を保全する施設整備に加え、集落や、災害時にその機能が麻痺しないように防災拠点（行政庁舎等）を保全する施設整備について実施する必要がある。</p> <p>また、県と連携し、裏山急傾斜地崩壊対策事業を計画的に進める必要がある。</p>	<p>産業建設課</p>

施策の内容	担当課
<p>【要配慮者利用施設の避難確保計画の作成】</p> <p>要配慮者利用施設の強化を図るために「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）が改正され、地域防災計画に名称及び所在地が定められた土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられた。町内には計画未作成の施設があり、制度の周知など早急な対応が必要である。また、既に実施済みの施設においても、継続した実施と見直しが必要である。</p>	<p>総務課 健康福祉課 教育課</p>
<p>【治山対策の推進】重点</p> <p>治山対策を着実に推進する必要がある。山腹の崩壊等の山林内の崩落工事は、県の治山事業で対応している。今後も治山事業を県に対して要望し、必要箇所について事業を遂行する必要がある。</p>	<p>産業建設課</p>

(3) 農林水産



施策の内容	担当課
<p>【農地等の地域資源を守る共同活動等の推進】</p> <p>農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあり対策が必要である。</p> <p>農村集落において、大規模災害の発生により、農業用施設に甚大な被害が生じる可能性があるため、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮を目的として、必要な地域住民による共同活動及び継続的な営農活動等を実施する集落等を支援する必要がある。</p> <p>経年劣化に伴う施設の更新について支援することで、生産基盤の強靱化を図る必要がある。</p>	産業建設課
<p>【鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進】</p> <p>鳥獣害による直接的被害は生産量だけでなく、生産意欲の減退をもたらし、耕作放棄の要因になるため、防除設備の設置や猟友会と連携した駆除によって対策を行っており、被害の発生を抑えることが必要である。</p> <p>野生鳥獣による農地・森林被害の防止対策を推進し、鳥獣捕獲員の担い手育成や継承の支援を進めることが必要である。</p>	産業建設課
<p>【基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進】</p> <p>地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の橋梁点検を実施しているが、引き続き、避難路や代替輸送路機能を確保するため、農道の適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>また、農道の草刈りについては高齢化や人口減少により維持管理が行えなくなる可能性があるため、対策が必要である。</p>	産業建設課
<p>【林道整備の推進】</p> <p>計画的に林道の整備を実施しているが、引き続き、避難路や代替輸送路機能を確保するため、更新、長寿命化対策を進め適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>また、林業の衰退により山林が荒廃するため、森林組合が森林経営計画を策定して、県の補助を受け、作業道をつくり大規模に整備している。しかし、近年の単発的な豪雨により作業林道の法面崩壊や、林道路面の洗掘が発生しており、山林の適切な管理や作業道の排水等を指導する必要がある。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【森林経営管理制度の活用促進】</p> <p>既存の森林経営計画が策定されている箇所(木材生産林)以外の環境保全林として指定されている未整備森林について、意向調査等を実施し、その後森林所有者より町または森林組合に委任したい旨の意見のあった森林については、森林環境譲与税及び県環境保全林整備事業等を活用し、整備する必要がある。</p>	<p>産業建設課</p>

(4) 都市・住宅／土地利用



施策の内容	担当課
<p>【木造住宅の耐震化等の推進】重点</p> <p>地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。特に木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、耐震化率向上のため、耐震の必要性や耐震関係補助制度について普及・啓発を実施し、認知度を上げる必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。</p>	総務課
<p>【多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進】</p> <p>当町の公共施設等については、老朽化の激しいものや今後近年のうちに、更新時期を迎える施設があり、維持管理には多額の費用がかかる。人口減少の観点から、また財政的にも現在と同じ施設を維持することはほぼ不可能であり、施設等の維持管理は統廃合も含め計画的に行っていく必要がある。</p>	総務課 施設管理 担当課
<p>【空家等対策の推進】重点</p> <p>人口減少が著しい本町においては、空き家等の管理不全な状況が増加しており、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生の原因となる可能性があるため、空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な対策を取る必要がある。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【速やかな被災者の生活再建支援】</p> <p>災害発生時には、被災者の生活を一日も早く再建するために、被害の状況に応じて町の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。被災者の生活再建を支援するため各支援制度を策定しているものの、支援金額が明記されていない等、制度の詳細について分かりにくい部分が存在するため、内容を明確にする必要がある。</p> <p>災害後速やかに、住家の被害認定調査及び罹（り）災証明書 of 交付体制の確立を図る必要がある。また、避難所から仮設住宅、復興住宅と、被災者の生活環境が大きく変化することにより、移動しながらの避難が生じた場合には、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営めるよう、それぞれのサポート体制の準備が必要である。</p> <p>また、罹（り）災証明書の迅速な発行を行うため、実践的な訓練及びシステム等の構築を図る必要がある。</p>	住民課 総務課
<p>【応急住宅の供給の推進】</p> <p>災害時の避難の流れの中で、一日も早く応急（仮設）住宅の確保をする必要がある。応急住宅の建設可能用地について県と連携し必要戸数分を確保する必要がある。被災者用の住居として利用可能な町営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう体制を整備する必要がある。また、迅速な応急住宅の供給のため、県や他市町村との広域的連携を視野に賃貸型応急住宅の確保を検討する必要がある。</p>	総務課
<p>【良好な避難所環境の確保】</p> <p>避難所を安心して利用できるよう、災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備等防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備の推進と感染症対策の徹底を図る必要がある。</p> <p>避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制等について点検を行う必要がある。</p>	総務課
<p>【文化財保護対策の推進】</p> <p>町にある文化財は歴史的なものが多く、町民の文化振興に関してかけがえないものになっている。町として、文化財の状態の把握に努め、有事の際に早急な修繕及び補修が必要である。</p>	教育課

施策の内容	担当課
<p>【地籍調査の推進】</p> <p>土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興につながるため、地籍調査事業を引き続き推進する必要がある。</p>	産業建設課
<p>【帰宅困難者対策の推進】</p> <p>平時から町内企業の従業員等に対し、大規模災害時にはむやみに移動を開始しないことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。</p>	総務課

(5) 保健医療・福祉



施策の内容	担当課
<p>【災害医療関係機関の体制及び連携の強化】重点</p> <p>大規模災害が発生した場合には、多数の負傷者が発生する事が予測され、また医療機関の機能停止、混乱も予想されることから被災者に対し救助、救急、医療活動が迅速に供給できるように、「七宗町医療救護計画」を策定している。</p> <p>本町としては、災害時における医療救護活動に関する協定書を加茂医師会と締結しているが、円滑な医療救護体制を確立するためには軽微な負傷者等に対し自主防災組織等による応援救護体制ができるよう、活動計画及びマニュアルを作成するとともに、災害時における医療体制の広域的な体制について検討する必要がある。</p> <p>また、災害時の医療救護体制について、町内で対応できない事態が発生した場合には、県所属の災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、必要時に迅速な要請ができる体制づくりが必要である。</p>	<p>健康福祉課 総務課</p>
<p>【「重度障がい児者」等に対する災害時等支援ネットワークの構築】</p> <p>災害時にも、電源が必要な者を含め「重度障がい児」等に対して十分なケアを提供する必要がある。そのため、要配慮者、避難行動要支援者に対し「七宗町避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として支援体制を整備する必要がある。</p> <p>国の基本方針で、重症心身障がい児者（医療的ケア児）支援連携を各市町村においても設置することとなっている。しかし、令和7年現在、本町では支援体制が十分には構築されていない状態である。そのため、早急な支援ネットワークの構築の検討が必要である。</p>	<p>健康福祉課 総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【災害時の保健活動体制整備の推進】</p> <p>災害時、町は県、関係機関と協力し避難所の生活環境の整備や心身両面から保健指導を実施し、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防して、被災者の健康回復増進と健康な生活が送れるように支援する必要がある。</p> <p>災害時の保健活動として、健康課題や被災状況等、収集した情報を踏まえ「岐阜県災害時保健活動マニュアル」に基づき活動し、早期に被災者の健康状態と生活環境を把握し、保健活動ができるよう体制整備に努める必要がある。また、災害の程度、必要に応じ県災害対策支部に応援を要請し、保健活動チームを編成する必要がある。</p> <p>災害時における保健活動を迅速・的確に行うために「岐阜県災害時保健活動マニュアル」を関係者が理解し、研修・訓練を実施する必要がある。また、関係部署、関係機関・団体と連携した災害時の保健活動体制の構築にむけ、県と連携を図る必要がある。</p> <p>巡回健康相談や健康調査等の各種様式や新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策、エコノミークラス症候群や心のケア等起こりやすい健康課題について、平時に周知の準備をする必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【医療人材確保の推進】</p> <p>救護所、救護病院、災害拠点病院等と連携し活動ができるよう体制を整備する必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【介護人材確保の推進】</p> <p>災害により福祉避難所に要介護者等が避難した場合に、介護職員の不足が予測されるため、不足の程度を把握し、応援を要請できるよう近隣社会福祉施設との協定を締結する必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【良好な避難所環境の確保】再掲</p> <p>避難所を安心して利用できるよう、災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備等防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備の推進と感染症対策の徹底を図る必要がある。</p> <p>避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制等について点検を行う必要がある。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【福祉避難所の充実強化】重点</p> <p>福祉避難所については、令和7年度現在「サンホーム七宗」と民間である「さわやかデイサービスセンター七宗」を指定している。</p> <p>過去に我が国で発生した大規模災害では、福祉避難所において避難生活が長期化して、高齢者や障がい者、乳幼児等に専門的支援ができなかった状況がみられた事から、国のガイドラインを参考に福祉避難所に特化したマニュアル作成が必要である。また、福祉避難所開設・運営訓練の実施も必要である。町は災害発生時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者等の受入体制の充実に努める必要がある。また、整備内容については避難行動要支援者への配慮が必要である。必要な物品について、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備等に努める必要がある。</p>	健康福祉課

(6) ライフライン・情報通信



施策の内容	担当課
<p>【倒木によるライフライン被害軽減対策の推進】</p> <p>地震や暴風・豪雪、水害等の場合に、道路に近接する樹木が電線や通信線、上下水道管等を損壊し、大規模停電やライフライン被害を発生する可能性がある。そのため、倒壊、支障の可能性のある樹木について、撤去や適切な剪定を推進、促進する必要がある。</p> <p>整備後の森林については、適正な状態が維持できるよう、所有者等の協力を得ながら適正な管理を行う必要がある。</p>	産業建設課
<p>【重要施設への電力供給体制の整備】 重点</p> <p>大規模自然災害に伴う大規模な停電が発生した場合でも、災害対策本部や避難所として供される公共施設、医療機関や社会福祉施設等は重要施設と位置付け、でき得る限りの電力の供給が望まれる。そのため、停電対策の状況について総点検を行う必要があるとともに、停電が長期化した場合にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。</p>	総務課
<p>【下水道の耐震・老朽化対策の推進】</p> <p>下水道施設の機能を維持または応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。</p> <p>下水道管渠は、「農集」「小規模」の2事業区域内の下水道管渠整備完了から比較的経過年数が少ないことから、今後、管渠更新・改良を現状の管の耐用年数、経過年数と延長及び老朽化状況を踏まえ進める必要がある。下水道施設の「農集（4施設）」「小規模（4施設）」については、建設後20年以上経過しており、設備の経年化が進んでいるため、今後、順次更新を行う必要がある。</p>	産業建設課
<p>【農業集落排水施設の機能保全対策の推進】</p> <p>農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き、計画的に推進する必要がある。災害時に農業集落排水処理施設の機能停止による公衆衛生問題や施設の破損による交通障害、浸水被害の発生を防止するため、管路及び処理場等の施設の耐震化・長寿命化に取り組む必要がある。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【水道施設の耐震化の推進】</p> <p>国道41号線は「緊急輸送道路第1次」に、県道関金山線、県道可児金山線は「緊急輸送道路第2次」に指定されている。水道管路は、この3路線を含め、町道においても、水道配管布設から相当な年数を経過し、耐用年数を経過している管路も多くある。そのため、管路更新計画を策定し、計画的に更新を行う必要がある。</p>	産業建設課
<p>【下水道業務継続体制の強化】</p> <p>下水道施設の機能を維持または応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、下水道業務継続計画（BCP）の充実と、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを促進する必要がある。</p> <p>計画的な維持管理を進めるとともに、災害対応についてあらかじめ管理業者と協力体制を整備し、発災時の早期復旧、業務継続に向けた体制の強化を図る必要がある。</p>	産業建設課
<p>【電気事業者の災害対応力強化】</p> <p>電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、人員確保、被災状況の把握等、早期復旧のための体制を強化する必要がある。</p>	総務課
<p>【情報通信事業者の災害対応力強化】</p> <p>災害時に備え、避難所等における早期通信手段確保のため、各避難所に特設公衆電話を設置する必要がある。災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から密接な関係を保ち連携体制の強化を図る必要がある。</p>	総務課
<p>【ガス事業者の災害対応力強化】</p> <p>協定に基づき災害時にガス供給を迅速に復旧する必要がある、供給業者と密接な関係を保つことが必要である。</p>	総務課
<p>【企業のBCPの策定支援】</p> <p>発災後に町の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが必要となる。このため、企業のBCP（事業継続計画）の策定を支援する必要がある。</p> <p>また、道の駅「ロック・ガーデンひちそう」でBCP（事業継続計画）を策定し、ロックタウンプラザと日本最古の石博物館では防災訓練を行っているが、防災訓練が形式的なものにならないよう、より実践的な訓練や継続的な災害教育を行う必要がある。</p>	総務課

(7) 行政機能



(行政)

施策の内容	担当課
<p>【迅速な体制整備と被害調査】</p> <p>災害発生時には、迅速な対策本部の設置と被災状況の把握が重要であり、参集した職員が体制を整えるが、当町は全域が山間地であるために土砂災害等による孤立集落の発生、町外在住職員の増加による体制整備の遅れや災害対応の遅れが懸念され、対策を講じる必要がある。また、災害後の被害調査と認定については、研修会への参加など、担当職員の知識の習得が必要になる。</p>	<p>総務課 住民課</p>
<p>【支援物資の受援体制の強化】</p> <p>令和7年度現在、大規模災害時に支援物資の受け入れ先として指定する輸送拠点は「道の駅ロック・ガーデンひちそう」の駐車場であり、支援物資は野外に置くことになる。そのため、天候に影響されず支援物資が適切に管理できる施設と被災者に迅速に届けられるような体制づくりが必要となる。</p>	<p>総務課</p>
<p>【道の駅の防災機能強化の推進】重点</p> <p>東日本大震災等では、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、当町では、町の入口にある「道の駅ロック・ガーデンひちそう」を災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置等防災機能を強化する必要がある。</p> <p>また、地域住民や利用者に対し、災害時の避難場所としての周知や災害時対応の周知を行う必要がある。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【災害時の広域支援・受援体制の強化】</p> <p>大規模災害発生時において、町内の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動が実施できるよう、またあらかじめ広域的な応援体制の整備を図るため、町では、各種協定を締結している。しかしながら、応援受け入れの体制整備が十分ではなく、一日も早い整備が必要である。</p> <p>災害発生時に応援協定に基づき、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、支援計画や受援計画を策定する必要がある。</p> <p>災害発生時に、迅速かつ的確に消火、救急、救助活動が行われるよう、消防団員の確保や資質の向上等の消防組織の充実、広域的な消防応援体制の適切な運用をする必要がある。</p>	総務課
<p>【市町村域を越える広域避難の検討】</p> <p>災害時における避難においては、避難情報の発令や避難先の確保等の住民の円滑な避難のための検討を行う必要がある。災害の規模によっては町内のみでは避難先の確保が困難となるおそれがある。そのため、町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域的な応援体制や関係機関との協力体制の確立が必要である。</p> <p>近隣自治体等との広域的な相互応援、自衛隊への的確な支援要請、周辺自治体及び定住自立圏域自治体との応援体制構築、町の受援体制の整備、災害時相互連携協定の適切な運用、そして受援体制の充実強化について検討が必要である。</p>	総務課
<p>【複合災害発生リスクの周知・啓発】</p> <p>河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図る必要がある。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて周知を図る必要がある。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【業務継続体制の整備】</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る必要がある。</p> <p>実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定を行う必要がある。また、計画に基づき、災害時に備え非常時優先業務を選定し、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する必要がある。</p> <p>災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。また、町内主要施設に、自家発電機、外部電源接続装置等の設置の推進を図る必要がある。</p> <p>有事の際、Web会議、チャット、サテライトオフィス勤務及びリモートワーク等が実施できるシステム構築の準備が必要である。</p> <p>火災等各種災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、災害対応業務の標準化の推進や、職員の災害対応能力の向上等、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練の実施を推進する必要がある。</p>	総務課
<p>【非常用物資の備蓄促進】</p> <p>発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な3日分程度の食料・飲料水・生活必需品は各世帯で備蓄する必要がある。また、町では、非常用物資の備蓄を定期的に更新する必要がある。</p> <p>住民に対し自主的な備蓄の促進に向けた啓発を行うとともに、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を推進する必要がある。</p>	総務課
<p>【切れ目のない被災者生活再建支援】重点</p> <p>被災者の生活再建を支援するため、災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、被災者生活・住宅再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付け、災害生業資金の貸付け、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金、罹（り）災証明書の交付、被災者生活再建支援等といった支援制度を策定している。しかし、支援金額が明記されていない等、詳細が不明確な制度が多いため、全ての施策について内容を明確にする必要がある。</p>	健康福祉課 住民課

(消防)

施策の内容	担当課
<p>【消防団員が使用する救助用資機材の整備】</p> <p>町内の消防団員は、想定される大規模自然災害の発生時には、非常に重要な住民の救助、救援の担い手となるため、その使用資機材は有効に使えるものでなければならない。そのため、平時に資機材の確保、更新を図るとともに、使用方法の習熟を図り関係機関との訓練を実施する必要がある。</p>	総務課
<p>【多様な人材の活用】重点</p> <p>消防団員は、想定される大規模自然災害の発生時には、非常に重要な住民の救助、救援の担い手となる。当町の消防団は4分団及び機能別消防団員で構成されており、また、少子高齢化が著しい本町においては、消防団員の継続的確保や町外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題となっており、機能別消防団員の周知など対策をとる必要がある。</p>	総務課
<p>【消防団員の現場対応力の強化】</p> <p>消防団員は、想定される大規模自然災害の発生時には、非常に重要な住民の救助、救援の担い手となる。近年、局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑化、多様化する災害への消防団員の現場対応力の向上を図る必要がある。</p>	総務課

(8) 環境



施策の内容	担当課
<p>【災害廃棄物処理体制の強化】</p> <p>大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進、町民の生活環境の確保、早急な復旧・復興を推進するため、災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る必要がある。また、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、他市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制をとる必要がある。災害時の災害廃棄物処理対応に係る具体的な手順を確認し、七宗町災害廃棄物処理計画を用いながら平時の備え及び災害時の対応等のマニュアルを整備する必要がある。</p> <p>危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を実施する必要がある。</p> <p>また、現在の面積では、大規模な災害が発生した場合に、仮置場が足りないことが想定されるため、土地の確保を図る必要がある。</p>	<p>産業建設課</p>

(9) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成



施策の内容	担当課
<p>【災害から命を守る防災教育の推進】重点</p> <p>発災時において、「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するために、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。特に、小中学校における防災教育は、児童・生徒への防災教育の大切さを再認識し、自ら考え判断して行動できるように、避難訓練の方法や講話の内容を工夫する等、町役場内関係各課と学校が連携して防災教育に取り組む必要がある。</p> <p>学校では、毎月「シェイクアウト訓練」を実施し、日頃から防災意識を高めている。また、各教科等の学習内容と防災教育との関連を図りながら指導している。</p> <p>国土強靱化を図るためのハード整備には限界があることから、災害危険箇所の周知や適切な避難行動につながる情報提供等、整備途上における被害軽減や計画を超える自然災害等への対応として、町民の防災意識の向上に資するソフト対策を推進する必要がある。</p>	<p>総務課 教育課</p>
<p>【「災害・避難カード」を作成する取り組みの普及促進】</p> <p>近年の天候や自然災害には、以前は想定されていなかった激甚災害や過去に例のない事象が発生しており、町役場と住民が、有事に対する危機感を共有する必要がある。そのため、災害に備え、住民一人一人が自らの災害リスクを我が事として捉え、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【南海トラフ地震臨時情報を活用した避難訓練の実施】</p> <p>本町は比較的揺れにくい地盤で、過去においては地震による大きな被害を受けていない。しかし、甚大な被害を引き起こすとされている南海トラフ巨大地震について町民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及・啓発や防災訓練等の入念な対策が必要である。</p> <p>また、岐阜県には活火山、活断層といった地震発生の原因となり得る要素が数多く存在し、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にある。県内で大地震が発生した場合は町にも多大な被害が発生するおそれがある。また、本町は中山間地域であるため、中規模の地震であっても山崩れや落石による被害を受ける可能性も高い。これらについても実際の対策が必要である。</p>	総務課
<p>【避難行動要支援者名簿の活用】</p> <p>災害が発生した際に、民生委員や地域の支援者が連携し「避難行動要支援者名簿」を用いて、情報伝達や避難行動等を迅速に行える体制を構築しており、これを継続する必要がある。</p> <p>円滑な情報伝達や避難等を行うために、平常時から名簿情報の提供に関する同意率の向上を図る必要がある。災害時には、要支援者の避難が迅速に行われるような情報の提供、また、地域住民と協力して避難行動がとれるように平常時から情報共有し、避難行動の確認に努める必要がある。</p> <p>地域の特性を考慮した手引きやマニュアル作成を今後考えていく必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【友愛訪問活動の推進】</p> <p>一人暮らしの高齢者、高齢夫婦、障がい者、ひとり親世帯を地域の民生委員が訪問し安否確認や見守り活動を行っている。少子高齢化の流れは止められない事から、今後、高齢者世帯、高齢者独居世帯は増える事が予測されるため、民生委員と地域が連携し地域で見守りや安否確認ができるよう考え、状況に応じ仕組みを変更する必要がある。</p>	健康福祉課

施策の内容	担当課
<p>【見守りネットワーク活動の推進】</p> <p>「地域包括支援センター」と「社会福祉協議会」そして地域が連携し、地域の高齢者世帯、高齢者独居世帯をさりげなく見守り、何か気掛かりな事や、異変を感じた場合のネットワークは構築できているが、今後、高齢者世帯、高齢者独居世帯は増える事が予測されるため、強化する必要がある。</p> <p>現在、緊急や災害時に備え、「避難行動要支援者名簿」の作成や、町と事業所との「見守りネットワーク」を整備して、地域での見守り体制を構築している。町の教室や地域の行事の中で、参加者に対して、「日頃の見守り」や「災害発生時における地域の助け合い」が重要であることを説明する必要がある。</p> <p>避難行動要支援者名簿を活用して、民生委員や地域包括支援センター職員を通じ、特に在宅の高齢者のみで生活する世帯等を重点に、緊急時において確実につながる連絡先の把握に努める必要がある。また、見守りネットワーク事業では、より多くの事業所や地域団体と連携して、日頃の見守り活動の強化に努める必要がある。</p>	健康福祉課
<p>【被災者の仮住まい支援の推進】</p> <p>災害時における民間賃貸住宅の活用について、支援を推進し、災害時の仮設住宅ガイドライン、災害救助事務取扱要綱を整備する必要がある。</p> <p>復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与の在り方や町営住宅及び空き家の無償貸与についても検討を行う必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【防災人材・自主防災組織の育成と強化】重点</p> <p>町や各地区で活躍する防災人材が不足しているため、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を図る必要がある。</p>	総務課

(10) 官民連携



施策の内容	担当課
<p>【救出・救助に係る連携体制の強化】</p> <p>毎年、「自助・共助」としての防災意識を高めるため、各地区での防災訓練を行っているが、救出・救助に対しては関係機関での訓練は実施できておらず、実施を検討する必要がある。</p>	総務課
<p>【災害時応援協定の締結先の検討】</p> <p>緊急かつ甚大な被害を引き起こす災害が発生した際には、食糧等最低限の生活を営むのに必要不可欠な物品が、各家庭の備蓄、また、町の備蓄では不足する事態が予想され、二次的な被害の原因になり得る。そのため、生活必需物資や医療救護、緊急救援等災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。</p>	総務課
<p>【災害ボランティアセンター立ち上げ支援】</p> <p>本町では、災害ボランティアセンターを立ち上げるべき大規模災害が近年発生していないために、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成、訓練が必要である。</p> <p>当町では、災害が発生し災害ボランティアセンターを設置する場合には、関係機関の協力を得て町社会福祉協議会に設置する。また、災害が発生した際には、災害ボランティアセンターの運営支援をはじめ、各種災害ボランティア活動を支援する体制をとっている。平時から関係機関と災害ボランティアセンターの運営方法や、災害時における具体的な協力内容等について話し合い、確認する必要がある。</p> <p>平時より災害時におけるボランティアセンターでの迅速かつ継続的な支援に備える必要がある。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害ボランティア活動における受入体制整備】</p> <p>災害発生時に、ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者と連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。</p> <p>ボランティアが活動を開始する前に、被災地への安全なルートが確保されている、感染症対策が取られている等、ボランティアの安全確保に努める必要がある。</p>	健康福祉課 総務課

施策の内容	担当課
<p>【災害ボランティアとの連携強化】</p> <p>災害時には、迅速かつ的確な災害ボランティアによる災害救援が必要になるため、平時において関係機関と連携・協力関係の構築・推進に努める必要がある。また、災害援助には、医療、防災等の専門的な支援も必要な場合があるため、専門ボランティアの情報入手について準備するとともに、医療関係機関等と広域的な体制づくりが必要である。</p>	<p>健康福祉課 総務課</p>

(11) メンテナンス・老朽化対策



施策の内容	担当課
<p>【公共施設等の維持管理】</p> <p>本町の公共施設等については、老朽化の激しいものや今後、更新時期を迎える施設があり、維持管理には多額の費用がかかる。財政的にも今と同じ施設を維持することはほぼ不可能であり、施設等の維持管理には、統廃合も含め計画的に行っていく必要がある。</p> <p>整備の必要な町施設の改修を進めると、短期間に多額の費用を要することになる。そのため、長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を、計画的に行う「七宗町公共施設総合管理計画」、「七宗町公共施設個別施設計画」に基づいて対策を進め、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る必要がある。</p>	<p>総務課 施設管理 担当課</p>
<p>【メンテナンスによる被害軽減の推進】</p> <p>高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴って多数の橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し計画的に点検及び修繕工事を進めている。また、道路土工構造物についても同様に定期的に点検・修繕を進めている。引き続き、予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要があることから、修繕を実施するための財源確保が必要となる。</p>	<p>産業建設課</p>

(12) デジタル等新技術活用



施策の内容	担当課
<p>【情報収集手段の多様化】</p> <p>災害発生後の被災状況の把握については、職員が現場に出向き目視等により確認を行うが、危険な場所等での確認作業には十分な安全確保が必要であり、迅速な確認ができない状況があるため、デジタル技術を活用したドローンの利用について検討が必要である。</p>	<p>総務課 各業務 担当課</p>
<p>【住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】重点</p> <p>災害時に必要な情報を確実に収集、住民等に伝達する際、特に要配慮者に対しては、迅速かつ確実に情報伝達できる方法を検討するとともに、できるだけ複数の情報通信手段を活用する必要がある。</p> <p>住民へ向けて、携帯電話のメール機能やパソコンメールを用い、県提供によるものも含め、様々な行政情報や気象情報等の防災情報を発信し、住民が自ら情報を入手する方法の多様化を図る必要がある。全国瞬時警報システム（J-ALERT）の保守及び更新を必要に応じて行い、また、「すぐメールひちそう」やLINEアプリの普及及び登録者増加を推進する必要がある。</p> <p>住民主体での避難行動を促進するため、県が運用、提供する、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位の貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象情報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める必要がある。</p>	<p>総務課</p>

3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

①巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

施策の内容	担当課
<p>【木造住宅の耐震化等の推進】重点</p> <p>木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行う。当町では、住宅の耐震化を推進するため、木造住宅等一定基準の家屋について、無料の耐震診断と耐震改修工事及び耐震シェルター設置に対する補助を行っている。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。効果的な普及・啓発等を実施し、これら施設の一層の耐震化の促進を図る。</p>	総務課
<p>【多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進】</p> <p>長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「七宗町公共施設総合管理計画」と「七宗町公共施設個別施設計画」に基づいて対策を進め、同時に人命重視、危機管理の観点から耐震化を同時に進める。また、町営住宅やインフラ資産についてもそれぞれ長寿命化計画等により計画的な維持管理・更新を行う。</p>	総務課 施設管理 担当課
<p>【空家等対策の推進】重点</p> <p>本町では「七宗町空家等対策計画」「七宗町空家等の適正管理に関する条例」を定めている。空家等対策協議会の運営、空き家等の所有者に対する適正管理のための啓発、相談会の開催及び空き家等の利活用や危険空家の除却への支援等、総合的な対策を実施している。利活用の意味では、当町の空き家バンク制度への登録を勧めており、他市町村からの移住を勧奨する「七宗町移住定住奨励金」の交付要件に、空家バンクを利用しての取得を含めている。これらについて、少子高齢化を鑑み、一層の検討を進める。</p>	総務課

②大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

施策の内容	担当課
<p>【住民への災害リスクの周知】重点</p> <p>水害危険情報図や土砂災害警戒区域等に基づいたハザードマップの更新、公表を推進するとともに、当町のホームページのハザードマップ、「岐阜県総合防災ポータル」や危機管理型水位計等の自主的な災害情報の収集手段を、住民に分かりやすく周知することにより、特に自助の部分での住民の防災意識向上を図る。町民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する等の具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定める。</p>	<p>総務課</p>
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）】</p> <p>水害危険情報図や土砂災害警戒区域等に基づいたハザードマップの更新、公表を促進し周知を図る。「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）が改正され、地域防災計画に名称及び所在地が定められた土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。住民に対し、土砂災害に関する避難訓練を実施する。</p>	<p>総務課 産業建設課</p>
<p>【総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策）】</p> <p>土砂災害警戒区域が数多く存在するため、避難所・要配慮者利用施設を保全する施設整備に加え、集落や、災害時にその機能が麻痺しないように防災拠点（行政庁舎等）を保全する施設整備について実施する。また、県と連携し、裏山急傾斜地崩壊対策事業を計画的に進める。</p>	<p>産業建設課</p>
<p>【要配慮者利用施設の避難確保計画の作成】</p> <p>計画未作成の施設があり、早急な対応を計画する。また、既に実施済みの施設においても、継続した実施と見直しを行う。対象施設のうち、学校施設は計画作成済みで避難訓練を実施しており、この状態を維持する。計画未作成の施設や、土砂災害警戒区域の変更により新たに対象となる要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。</p>	<p>総務課 健康福祉課 教育課</p>

- ③避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

施策の内容	担当課
<p>【住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】重点</p> <p>令和7年度現在、当町の避難情報や災害情報の伝達について、防災行政無線、戸別受信機、防災アプリ、情報配信サービス「すぐメールひちそう」、LINEアプリ、を用いて行っている。特に情報配信サービス「すぐメールひちそう」、LINEアプリでは、気象、地震、火災、交通規制、イベント・行事、健康他、行政から住民への情報発信の重要な要素となっている。防災情報等重要な情報を住民に正確に伝達するため、防災通信手段の計画的な整備・更新を行う。また、「岐阜県総合防災ポータル」や「岐阜県川の防災情報」等、防災情報の提供ツールの住民への周知を図る。避難情報等の住民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける。</p>	総務課
<p>【災害から命を守る防災教育の推進】重点</p> <p>防災意識の高揚を図るため、毎年、防災訓練や災害図上訓練（DIG）・避難所運営講座（HUG）を開催している。発災時は、防災関係機関の活動が遅延しまたは阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づいた行動が、自助・共助・公助の互いを連携させ一体とすることで、被害を最小限に抑えることができる。とともに、早期の復旧復興にもつながる。自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識と適切な対応について、広めていく。</p> <p>学校では、毎月「シェイクアウト訓練」を実施し、日頃から防災意識を高めている。また、各教科等の学習内容と防災教育との関連を図りながら指導している。</p> <p>各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の実践を通して、「命を守る」防災教育の普及を継続する。「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、避難訓練と合わせ災害時にとるべき避難行動の理解・促進等を図る防災教育を実施する。防災教育を実効性のあるものとするため、専門家による指導を実施する。</p> <p>訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。</p>	総務課 教育課

施策の内容	担当課
<p>【「災害・避難カード」を作成する取り組みの普及促進】</p> <p>風水害に備え、住民一人一人が自らの災害リスクを我が事として捉えるため、岐阜県が主導する、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。</p>	総務課
<p>【南海トラフ地震臨時情報を活用した避難訓練の実施】</p> <p>南海トラフ地震臨時情報について、住民への周知を図り認知度を高めるとともに、南海トラフ巨大地震あるいは別の地震の情報が発表された際に、個々の町民の状況に応じた適切な避難行動がとられるよう防災訓練を実施する。</p>	総務課
<p>【救出・救助に係る連携体制の強化】</p> <p>救出・救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な訓練の実施を検討する。</p> <p>大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施する。</p>	総務課
<p>【情報収集手段の多様化】</p> <p>発災後の被災状況の把握等の情報収集については、迅速な対応が必要であるため、デジタル技術を活用したドローン等の新たな資機材の活用を図る。</p>	総務課 各業務 担当課

④暴風雪や豪雪等に伴う災害による多数の死傷者の発生

施策の内容	担当課
<p>【道路における大雪対策】</p> <p>降雪等の際、早期に通行の確保を図るため、建設業者による除雪体制の強化等を図る。</p>	産業建設課

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

①被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止

施策の内容	担当課
<p>【災害時応援協定の締結先の検討】</p> <p>緊急かつ甚大な被害を引き起こす災害が発生した際には、食糧等最低限の生活を営むのに必要不可欠な物品が、各家庭の備蓄、また町の備蓄では不足する事態が予想され、二次的な被害の原因になり得る。そのため、平時より対策を検討する必要がある。</p> <p>生活必需物資や救急救援等災害時における応援協定を、各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。</p>	総務課

②多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

施策の内容	担当課
<p>【町管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進】</p> <p>町道への倒木については管理者で処分を実施している。私有地に存在し危険が想定される樹木については山林所有者に対応の依頼をしているが、一部の所有者には理解が得られず、必要な対応が取られていない。県が管理する道路のうち、緊急輸送道路、または孤立予想集落に通じる道路沿いの民有地の樹木を伐採する場合は、補助事業の対象となることもあり、今後も、所有者に災害時の被害の可能性と避難路としての道路の重要性を説明して、理解を得られるよう交渉を行う。</p>	産業建設課
<p>【孤立予想集落における備蓄の確保】重点</p> <p>集落が孤立しても自主的な生活が継続できるよう、引き続き、食料、飲料水、生活必需品等について各自での備蓄を呼びかける。町として、平成27～29年度に「孤立予想地区備品購入事業」として、孤立予想が立てられている全18地区に備蓄倉庫、発電機、非常食、保存水の配備を実施した。今後も適宜、配備品の更新を行う。</p>	総務課

③消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

施策の内容	担当課
<p>【消防団員が使用する救助用資機材の整備】</p> <p>国の補助制度を活用して令和元年度に消防団員が使用するAEDやチェンソー等の救助用資機材を整備した。</p> <p>大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、引き続き救助用資機材の整備を推進するとともに、資機材の使用法の習熟を図っていく。</p>	総務課
<p>【多様な人材の活用】重点</p> <p>消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、基本団員の確保に加え、機能別消防団の編成及び団員の拡充、消防職団員OBや女性等多様な人材の活用方策を推進し、所要の災害対応能力を確保する。</p>	総務課
<p>【消防団員の現場対応力の強化】</p> <p>消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図るため自衛隊、警察とも連携し実践的な研修・訓練等を実施する。</p>	総務課

④医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

施策の内容	担当課
<p>【災害医療関係機関の体制及び連携の強化】重点</p> <p>本町としては、円滑な医療救護体制を確立するためには軽微な負傷者等に対し自主防災組織等による応援救護体制ができるよう活動計画及びマニュアルを作成する。</p> <p>災害時における医療体制について、平常時から関係機関との情報共有、役割分担の確認等を行い、関係機関との連携の強化を図るとともに、災害時における医療体制の広域的な体制について検討する。また、県が開催する研修会等へ積極的に参加して連携の手法の習得を図る。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【「重度障がい児者」等に対する災害時等支援ネットワークの構築】</p> <p>要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別避難計画を策定するなど個別かつ専門的に支援体制を整備する。</p>	健康福祉課 総務課

施策の内容	担当課
<p>【災害時の保健活動体制整備の推進】</p> <p>平時に、災害の規模に応じた保健活動方針を策定する。災害時の保健活動として、健康課題や被災状況等の収集した情報を踏まえ「岐阜県災害時保健活動マニュアル」に基づき活動し、早期に被災者の健康状態と生活環境を把握し、保健活動ができるよう体制整備に努める。</p> <p>災害時における保健活動を迅速・的確に行うために「岐阜県災害時保健活動マニュアル」を関係者が理解し、研修・訓練を実施する必要がある。また、関係部署、関係機関・団体と連携した災害時の保健活動体制の構築にむけ、県と連携を図る。巡回健康相談や健康調査等の各種様式や新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策、エコノミークラス症候群や心のケア等起こりやすい健康課題について、平時に効果的な周知方法を取り入れ、実施する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【医療人材確保の推進】</p> <p>町内の医師は3名、歯科医師1名である。災害時に救護所、救護病院、災害拠点病院等と連携した活動ができるよう体制を整備する。また災害の規模に応じて連携し医療救護後援活動を展開する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【介護人材確保の推進】</p> <p>災害により福祉避難所に要介護者等が避難した場合に、介護職員の不足が予測されるため、不足の程度を把握し、応援を要請できるよう近隣社会福祉施設との協定を締結する。また、要支援者を災害から守るため、また入所者を一時安全な場所で保護するため社会福祉施設との連携を密にする。</p>	健康福祉課 総務課

⑤想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

施策の内容	担当課
<p>【帰宅困難者対策の推進】</p> <p>平時から町内企業の従業員等に対し、大規模災害時にはむやみに移動を開始しないことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する。</p>	総務課

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

①劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策の内容	担当課
<p>【速やかな被災者の生活再建支援】</p> <p>被災者の生活再建を支援するため各支援制度（災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、被災者生活・住宅再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付け、災害生業資金の貸付け、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金、罹（り）災証明書の交付、被災者生活再建支援等の支援等）を策定している。</p> <p>災害発生時には、被害の状況に応じて支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。支援金額が明記されていない等、詳細が不明確な制度が多いため、全ての施策について内容を明確にする。</p> <p>災害後速やかに、住家の被害認定調査及び罹（り）災証明書の交付体制の確立を図る。また、避難所から仮設住宅、復興住宅と、被災者の生活環境が大きく変化することにより、移動しながらの避難が生じた場合には、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営めるよう、それぞれのサポート体制を準備する。</p> <p>また、罹（り）災証明書の迅速な発行を行うため、実践的な訓練及びシステム等の構築を図る。</p>	<p>住民課 総務課</p>
<p>【応急住宅の供給の推進】</p> <p>町として、応急住宅の建設可能用地を定めており、災害時には県と連携し、必要戸数分を確保する。また、被災者用の住居として利用可能な町営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう体制を整備する。また、県や他市町村との広域的連携を視野に賃貸型応急住宅の確保を検討する可能性を視野に入れておく。</p>	<p>総務課</p>
<p>【良好な避難所環境の確保】</p> <p>避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備等防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策、停電対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を推進する。また、感染症対策の徹底を図る。</p> <p>避難所が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制等について点検を行う。</p>	<p>総務課</p>

施策の内容	担当課
<p>【福祉避難所の充実強化】重点</p> <p>福祉避難所については、令和7年現在「サンホーム七宗」と民間である「さわやかデイサービスセンター七宗」を指定している。</p> <p>国のガイドラインを参考に福祉避難所に特化したマニュアル作成を行う。また、福祉避難所開設・運営訓練の実施を行う。町は災害発生時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者等の受入体制の充実に努める。整備内容については避難行動要支援者への配慮を徹底する。必要な物品について、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等の整備等に努める。</p>	健康福祉課

②町役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策の内容	担当課
<p>【迅速な体制整備と被害調査】</p> <p>職員初動体制マニュアルの見直しや職員参集訓練を実施し、多様な災害時にも対応できる体制の確保を図る。また、被害認定調査を行う職員を育成するとともに、罹（り）災証明等の迅速な発行に努める。</p>	総務課 住民課
<p>【支援物資の受援体制の強化】</p> <p>令和7年現在、大規模災害時に支援物資の受け入れ先として指定する輸送拠点は「道の駅ロック・ガーデンひちそう」の駐車場であり、今後、天候に影響されず支援物資が適切に管理できる施設と被災者に迅速に届けられるような体制づくりについて検討を行う。</p> <p>被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう物資の受援計画を策定する。また、新たな輸送拠点となる施設について検討を行う。</p>	総務課
<p>【道の駅の防災機能強化の推進】重点</p> <p>本町の入口にある「道の駅ロック・ガーデンひちそう」は、商業施設のロックタウンプラザと観光教育施設の日本最古の石博物館と隣接している。また、指定避難場所として指定されており、非常用電源装置・トイレや消火用の非常用タンクを設置し災害時の対応ができるよう整備されている。管轄する国土交通省と連携を取り、情報発信の場として施設機能の向上を図った。また、令和7年度に防災コンテナトイレが整備された。</p> <p>安全管理上、夜間は無人となっており、緊急時のみ夜間開放を行っている。国土交通省と連携を取り施設機能の向上を図り、災害拠点としての整備を進める。また、地域住民や利用者に対し、災害時の避難場所としての周知や災害時対応の周知を行う。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【災害時の広域支援・受援体制の強化】</p> <p>大規模災害発生時において、町内の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動が実施できるよう、あらかじめ広域的な応援体制の整備を図るため、町では、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」、「可茂地域災害時相互応援協定」、「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。しかしながら、応援受け入れの体制整備が十分ではなく、早急に整備を実施する。</p> <p>災害発生時に応援協定に基づき円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、支援計画や受援計画を策定する。</p> <p>災害発生時に、迅速かつ的確に消火、救急、救助活動が行われるよう、消防団員の確保や資質の向上等の消防組織の充実、広域的な消防応援体制を適切に運用する。</p>	総務課
<p>【市町村域を越える広域避難の検討】</p> <p>災害時における避難においては、避難情報の発令や避難先の確保等の住民の円滑な避難のための検討を行う。災害の規模や避難所での感染症対策を踏まえた収容人数の減少により避難所数の増加が必要となった場合は町内のみでは避難先の確保が困難となるおそれがある。そのため、町の対応能力を超える大規模災害に備え、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」・「可茂地域災害時相互応援協定」により大規模災害発生時には広域避難について要請する。</p> <p>近隣自治体等との広域的な相互応援、自衛隊への的確な支援要請、周辺自治体及び定住自立圏域自治体との応援体制構築、町の受援体制の整備、災害時相互連携協定の適切な運用、そして受援体制の充実強化について検討する。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【業務継続体制の整備】</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力強化を図るため、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図っている。</p> <p>実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定を行う。また、計画に基づき、災害時に備え非常時優先業務を選定し、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。</p> <p>災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう、災害時における行政業務の継続体制を強化する。また、庁内主要施設に、自家発電機、外部電源接続装置等の設置に向けた推進を図る。</p> <p>有事の際、Web会議、チャット、サテライトオフィス勤務及びリモートワーク等が実施できるシステム構築準備の検討を進める。</p> <p>火災等各種災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、災害対応業務の標準化の推進や、職員の災害対応能力の向上等、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練の実施を推進する。</p>	<p>総務課</p>
<p>【公共施設等の維持管理】</p> <p>本町の公共施設等については、老朽化の激しいものや今後、更新時期を迎える施設があり、維持管理には多額の費用がかかる。財政的にも今と同じ施設を維持することはほぼ不可能であり、施設等の維持管理には統廃合も含め計画的に行っていく。</p> <p>整備の必要な町施設の改修を進めると、短期間に多額の費用を要することになる。そのため、長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「七宗町公共施設総合管理計画」、「七宗町公共施設個別施設計画」に基づいて対策を進め、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。</p>	<p>総務課 施設管理 担当課</p>

(4) ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

①食料や物資の供給の途絶

施策の内容	担当課
<p>【非常用物資の備蓄促進】</p> <p>発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な3日分程度の食料・飲料水・生活必需品は各世帯で備蓄する。また、町では、定期的に非常用物資の備蓄・更新を行っている他、民間企業等と連携した備蓄体制を構築している。</p> <p>住民に対し、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を行うとともに、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。</p>	総務課

②ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

施策の内容	担当課
<p>【倒木によるライフライン被害軽減対策の推進】</p> <p>地震や暴風・豪雪、水害等の場合に、道路に近接する樹木が電線や通信線、上下水道管等を損壊し、大規模停電やライフライン被害を発生させないよう、倒壊、支障の可能性がある樹木について、撤去や適切な剪定を推進、促進する。倒木を減少させるために、「里山林整備事業」を実施して道路脇の危険木や民家裏等の枯損木、斜立木を除去している。また、県が管理する道路のうち、緊急輸送道路または孤立予想集落に通じる道路沿いの私有地の樹木を伐採する場合は、補助事業の対象となる場合もあり、活用する。</p> <p>整備後の森林については、適正な状態が維持できるよう、所有者等の協力を得ながら適正な管理を行う。</p>	産業建設課
<p>【重要施設への電力供給体制の整備】 重点</p> <p>公共施設、医療機関や社会福祉施設等の停電対策の状況について総点検を行うとともに、非常用発電機の配備、燃料の供給に関する協定締結団体、電気事業者等との連携強化を図り、停電が長期化した場合にも代替の電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。</p> <p>災害時に対策本部となる町庁舎と避難所となる3施設「木の国七宗コミュニティセンター」「神淵コミュニティセンター」「サンホーム七宗」について、停電時に発電機から電気を供給できる装置を設置し、停電時の電源確保を図っている。</p>	総務課

施策の内容	担当課
<p>【下水道の耐震・老朽化対策の推進】</p> <p>県道可児金山線、県道関金山線が緊急輸送道路第2次に指定されている。下水道管渠はこの2路線を含め、町道においても農集・小規模の2つの事業区域内の下水道管渠整備完了から比較的経過年数が少ないことから、今後、管渠更新・改良を現状の管の耐用年数、経過年数と延長及び老朽化状況を踏まえ進める。下水道施設の農集（4施設）・小規模（4施設）については、建設後20年以上経過しており、設備の経年化が進んでいるため、今後順次更新を行う。なお、農集4施設は令和2年度に施設及び管渠の機能診断と構想計画策定業務を実施した。</p> <p>下水道管渠及び施設の設備の更新には、多額の更新費用がかかるため、法定耐用年数を基準に更新を計画するが、法定耐用年数を経過しても機能維持可能なものは、使用しながら更新を行う。</p>	産業建設課
<p>【農業集落排水施設の機能保全対策の推進】</p> <p>国庫補助金を活用し、令和2年度に町内にある農業集落排水施設4施設（管渠含む）の機能診断及び構想計画策定業務を実施し、施設の長寿命化と機能保全を目的とした整備計画を策定した。</p> <p>機能診断の結果及び策定された構想計画を基に整備を実施する。</p>	産業建設課
<p>【水道施設の耐震化の推進】</p> <p>水道管路は水道配管布設から相当な年数を経過し、耐用年数を経過している管路も多くある。そのため、「管路更新計画」を策定し、計画的に更新を行うこととしている。</p> <p>平成29年度に七宗町簡易水道管路更新計画を策定し、長期計画として更新の優先度に応じ、優先度の高い管路は10年程度で更新し、次の10年で順次それ以外の管路の更新を行う。また、短期計画として、平成30年度から令和10年度までを計画期間として、令和7年度現在、計画的に更新事業を実施しており、今後も引き続き実施する。</p>	産業建設課
<p>【下水道業務継続体制の強化】</p> <p>「農集」「小規模」「個別」の3つの下水道事業それぞれに維持管理等の業務委託をしており、「農集」「小規模事業」については、施設の維持管理、施設及び中継ポンプ場の機械・電機設備点検の業務委託と「個別事業」については、合併処理浄化槽の維持管理の業務委託を行っている。災害時には、管理業者がガイドラインを作成しており、町と協力して復旧にあたる。</p> <p>計画的な維持管理を進めるとともに、災害対応についてあらかじめ管理業者と協力体制を整備し、発災時の早期復旧、業務継続に向けた体制の強化を図る。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【電気事業者の災害対応力強化】</p> <p>電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、人員確保、被災状況の把握等、早期復旧のための体制を強化する。</p>	総務課
<p>【情報通信事業者の災害対応力強化】</p> <p>災害時に備え、避難所等における早期通信手段確保のため、特設公衆電話の事前設置を計画的に推進する。災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から密接な関係を保ち連携体制の強化を図る。</p>	総務課
<p>【ガス事業者の災害対応力強化】</p> <p>当町では、家庭用ガスは全域でプロパンガスを使用している。災害時にも安定供給が図れるように(社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部と協定を締結している。</p> <p>協定に基づき災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から密接な関係を保ち連携体制の強化を図る。</p>	総務課

③地域交通ネットワークの分断、機能停止

施策の内容	担当課
<p>【主要町道の整備促進】</p> <p>主要町道の橋梁・道路土工構造物・道路舗装・法面等について計画的に点検・修繕を実施する。また、計画的な修繕を実施するための財源を確保する。</p>	産業建設課

(5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

①農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策の内容	担当課
<p>【治山対策の推進】重点</p> <p>山腹の崩壊等山林内の崩落工事は、県の治山事業で対応している。今後も治山事業を県に対して要望し、必要箇所について事業を遂行する。</p>	産業建設課
<p>【農地等の地域資源を守る共同活動等の推進】</p> <p>農村集落において、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な、水路の草刈りや泥上げ、水路の軽微な補修等の地域住民による共同活動及び継続的な営農活動を実施する集落等を支援している。令和7年現在、中山間直接支払交付金が3団体、多面的機能直接支払交付金が4団体で農地・農業用施設の適切な管理を行っている。</p> <p>引き続き、中山間・多面的機能の活動団体を増やして、町内全体を網羅し、現在の状態を維持、拡大させる。</p> <p>農家の高齢化や人口減少、地域での共同活動の困難化に伴い、平時の農業施設の維持管理も年々難しくなっている中で、農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあり対策を取る。</p> <p>農村集落において、大規模災害の発生により、農業用施設に甚大な被害が生じ、その他の負の循環が懸念されるため、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮のために必要な地域住民による共同活動、及び継続的な営農活動等を実施する集落等を支援する。</p> <p>経年劣化に伴う施設の更新について支援することで、生産基盤の強靱化を図る。</p>	産業建設課
<p>【鳥獣害の防護と捕獲の一体的推進】</p> <p>令和7年現在、猟友会に依頼して有害駆除を実施している。町単独事業として農作物鳥獣防除対策事業の補助金「七宗町農作物鳥獣防除対策補助金」を交付している。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・農作物鳥獣防除対策事業を継続し、被害の発生を抑止する。</p>	産業建設課
<p>【基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進】</p> <p>令和7年現在、農道の草刈り等の維持管理を地元で行っているが、復旧工事等は、町が行っている。台帳記載路線の農道橋は今後、耐震調査を実施し、適切な維持管理をする。</p>	産業建設課

施策の内容	担当課
<p>【林道整備の推進】</p> <p>避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き適切な維持管理を実施する。</p> <p>近年の単発的な豪雨により作業林道の法面崩壊や、林道路面の洗掘が発生しており、山林の適切な管理や作業道の排水等を指導する。林業の衰退・高齢化により地権者等が、以前と比較し林道を使わない状態にあるために、より荒廃が発生しやすい状況にある。</p>	産業建設課
<p>【森林経営管理制度の活用促進】</p> <p>平成 31 年 4 月施行の森林経営管理制度により、意欲と能力のある林業事業体へ森林の経営管理の集積・集約化や公的管理を進めることが期待されている。</p> <p>既存の森林経営計画が策定されている箇所(木材生産林)以外の環境保全林として指定されている未整備森林について、意向調査等を実施し、その後森林所有者より町または林業事業体に委任したい旨の意見のあった森林については、森林環境譲与税及び県環境保全林整備事業等を活用し、円滑に整備することを図る。</p>	産業建設課

②地震後の豪雨災害等の複合災害による逃げ遅れや死傷者の発生

施策の内容	担当課
<p>【複合災害発生リスクの周知・啓発】</p> <p>令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図る。また、地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、住民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。</p>	総務課

(6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

①災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策の内容	担当課
<p>【災害廃棄物処理体制の強化】</p> <p>本町では、平成31年3月に災害廃棄物処理計画を策定しており、公衆衛生や環境保全を確保しつつ、災害時に発生した大量の災害廃棄物ごみの仮置場の設置及び発生した災害廃棄物ごみの分別・処理を迅速かつ適正に実施する。</p> <p>また、現在の面積では、大規模な災害が発生した場合に、仮置場が足りないことが想定されるため、土地の確保を図る。</p>	産業建設課

②人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

施策の内容	担当課
<p>【避難行動要支援者名簿の活用】</p> <p>円滑な情報伝達や避難等を行うために、平常時から名簿情報の提供に関する同意率の向上を図る。災害時には、要支援者の避難が迅速に行われるような情報の提供、また、地域住民と協力して避難行動がとれるように平常時から情報共有し、避難行動の確認に努める。</p> <p>避難行動要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供するとともに、民生委員や社会福祉協議会等と連携を図る。災害時に要支援者の確実な避難が行えるよう個別避難計画の作成を推進する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【友愛訪問活動の推進】</p> <p>一人暮らしの高齢者、高齢夫婦、障がい者、ひとり親世帯を地域の民生委員が訪問し安否確認や見守り活動を行っている。</p> <p>少子高齢化の流れは止められない事から、今後、高齢者世帯、高齢者の一人世帯が増加する事が予測されるため、民生委員と地域が連携し地域で見守りや安否確認ができるよう考えていく。</p>	健康福祉課

施策の内容	担当課
<p>【見守りネットワーク活動の推進】</p> <p>地域包括支援センターと社会福祉協議会、そして地域が連携し、地域の高齢者世帯、高齢者独居世帯をさりげなく見守り、何か気掛かりな事や、異変を感じた場合のネットワークは構築できている。今後、高齢者世帯、高齢者独居世帯は増える事が予測されるため、強化する方法について検討を行う。</p> <p>現在、緊急や災害時に備え、「避難行動要支援者名簿」の作成や、町と事業所との「見守りネットワーク」を整備して、地域での見守り体制を構築している。町の教室や地域の行事の中で、参加者に対し、「日頃の見守り」や「災害発生時における地域の助け合い」が重要であることを説明する。</p> <p>避難行動要支援者名簿を活用して、民生委員や地域包括支援センター職員を通じ、特に在宅の高齢者のみで生活する世帯等を重点に、緊急時において確実につながる連絡先の把握に努める。また、見守りネットワーク事業では、より多くの事業所や地域団体と連携して、日頃の見守り活動の強化に努める。</p> <p>今後は、現在、協定を結んでいる事業所以外の事業所との連携を検討する。</p>	健康福祉課
<p>【被災者の仮住まい支援の推進】</p> <p>災害時における民間賃貸住宅の活用について、支援を推進する。また、災害時の仮設住宅ガイドライン、災害救助事務取扱要綱を整備する。復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、広域連携を前提とした賃貸型応急住宅の迅速かつ効率的な供与の在り方について検討を行う。同時に、町営住宅や空き家の無償貸与についても検討を行う。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【防災人材・自主防災組織の育成と強化】重点</p> <p>災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を図る。また、地域で活躍できる防災人材（防災士）の育成を推進するとともに、育成した人材が地域で活躍できる機会の創出を促進する。</p>	総務課
<p>【災害ボランティアセンター立ち上げ支援】</p> <p>本町では、町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結しているが災害ボランティアセンターを立ち上げるべき大規模災害が近年発生していないため、平時より災害時におけるボランティアセンターでの迅速かつ継続的な支援に備える方策を検討する。</p> <p>また、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成、訓練を行う。</p>	健康福祉課 総務課

施策の内容	担当課
<p>【災害ボランティア活動における受入体制整備】</p> <p>災害ボランティアセンターの立ち上げは、社会福祉協議会と連携して行うため、災害ボランティア活動における受入体制についても連携して行う。</p> <p>災害ボランティア活動における受入体制について、マニュアルの整備、仕組みの構築を検討する。</p> <p>災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会、他の防災機関と連携し、災害ボランティアに対し迅速な情報提供ができるよう準備する。</p>	健康福祉課 総務課
<p>【災害ボランティアとの連携強化】</p> <p>災害時には、迅速かつ確かな災害ボランティアによる災害救援が必要になるため、平時において関係機関と連携・協力関係の構築・推進に努める。また、災害援助には、医療、防災等の専門的な支援も必要な場合があるため、専門ボランティアの情報入手について準備するとともに、医療関係機関等と広域的な体制づくりを図る。</p>	健康福祉課 総務課

③主要道路の損壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策の内容	担当課
<p>【メンテナンスによる被害軽減の推進】</p> <p>「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し計画的に修繕工事を進める。引き続き、予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。</p> <p>町道橋の法的な点検の実施を行い、計画的な修繕を実施している。点検については計画的に順次実施するが、必要な修繕を実施するための補助金確保について検討を行う。</p>	産業建設課

④貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

施策の内容	担当課
<p>【文化財保護対策の推進】</p> <p>文化財保護に関しては、文化財保護巡視員及び所有者が文化財の状態について把握をしており、変化がある場合に町役場で報告を受けている。また、「文化財防火デー」に合わせて消防訓練等を行い文化財の保護に努めている。しかし、近年の記録的な災害等で文化財が損傷や破損し、町民の文化に大きな損失をもたらすおそれがある。そういった事態を回避するために、引き続き文化財の状態の把握に努め、有事の際に早急な修繕及び補修をできる体制を整備する。</p>	教育課

⑤事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策の内容	担当課
<p>【切れ目のない被災者生活再建支援】重点</p> <p>災害発生時には、被害の状況に応じて、災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、被災者生活・住宅再建支援金の支給、生活福祉資金の貸付け、災害生業資金の貸付け、住宅復興資金、激甚災害特別貸付金、罹（り）災証明書の交付、被災者生活再建支援等の支援といった支援制度を速やかに適用して被災者の生活再建を支援する。</p>	<p>健康福祉課 住民課</p>
<p>【地籍調査の推進】</p> <p>令和7年現在、国道の主要事業箇所、県道の改良計画箇所及び急傾斜地崩壊対策事業箇所を先行して調査を実施している。所有者不明の土地が存在することや所有者の把握に時間を要しているために、事業の進捗が遅れているが、引き続き、着実に推進させる。</p>	<p>産業建設課</p>
<p>【企業のBCPの策定支援】</p> <p>発災後に町の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが重要である。このため、企業のBCP（事業継続計画）の策定を支援する。</p> <p>また、道の駅「ロック・ガーデンひちそう」でBCP（事業継続計画）を策定し、ロックタウンプラザと日本最古の石博物館では防災訓練を行っているが、防災訓練が形式的なものにならないよう、より実践的な訓練や継続的な災害教育を行う。</p>	<p>総務課</p>

4 用語一覧

か行

合併処理浄化槽

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。単独浄化槽はトイレの汚水のみを処理。

業務継続計画（BCP）

Business Continuity Plan。大規模災害時等においても適切に業務ができるよう、あらかじめ、災害時における優先度の高い業務を特定し、その順位を定め、業務継続に必要な資源の確保や配分等、必要な事項を明らかにするための計画。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村等が事前に指定する道路。

戸別受信機

各住戸内に設置される同報系無線子局である。住戸内に設置することにより、屋外スピーカー型同報系無線（屋外スピーカーや戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム）の欠点であった天候等の影響を受けなくなる利点がある。

さ行

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院。

災害廃棄物

災害により損壊・流出した、家屋・家財・自動車・倒木等のがれきのこと。

指定避難場所

被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。

シェイクアウト訓練

事前に決めた日時に、学校や職場・家庭等で「まず低く、頭を守り、動かない」安全行動をとる地震発生を想定した一斉防災訓練。米国発祥の取組。

受援計画

大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速に効果的に受け入れられるよう、支援を要する業務や、受入態勢等を事前に具体的に定めた計画。

た行

地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、町域における各種災害や大規模事故等に関し、町民の生命身体及び財産を保護するため、町の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、町民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり、がけ崩れの各事象に対して、警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）を県知事が指定する。警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画に避難体制を定め、また、特別警戒区域に指定された場合には、住宅の建築・改築等に一定の制限がかかる。

な行

南海トラフ巨大地震

南海トラフ（静岡県駿河湾から九州東方の日向灘沖までの約700kmに渡って続く深い溝状の地形）沿いで発生するマグニチュード8～9のプレート境界地震で、これまで100～150年周期で繰り返し発生している。このうち、最新の科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、発生頻度が低いが、一たび発生すれば甚大な被害をもたらすものを、特に「南海トラフ巨大地震」という。

農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水等処理する施設。

は行

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や洪水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路等を記載している。

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置等を表示した地図。

避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5等）に該当する人。

複合災害

地震、火災、津波、土砂災害、豪雨・豪雪、噴火等、複数の災害がほぼ同時に発生すること。ある災害からの復旧中に別の災害が発生した場合も、複合災害と呼ばれる。

福祉避難所

災害発生後に高齢者や障害のある方等、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設。

防災士

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人。

や行

要配慮者

高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人。外国人や地理に不案内な旅行者等も含まれる。

ら行

リスクコミュニケーション

社会を取り巻く様々なリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民等関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

5 公共事業の主な整備箇所一覧

担当	種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取組 主体	リスクシナリオ との関連
総務課	空き家対策	空き家対策総合支援事業	七宗町内	R8～ R12	1,500	七宗町	1-1,3-1
産業建設課	簡易水道事業	水道管更新耐震化事業	麻生・中神淵・平・分郷給水区域	H30～ R10	1,420,081	七宗町	4-2
	簡易水道事業	水道管更新耐震化事業	麻生・中神淵・大崎・勝給水区域	R11～ R20	800,000	七宗町	4-2
	下水道事業	下水道管耐震・老朽化対策事業	農集・小規模事業区域	R8～ R12	18,295	七宗町	4-2
	下水道事業	下水道業務継続体制強化事業	農集・小規模・個別事業区域	R8～ R12	100,000	七宗町	4-2
	下水道事業	農村整備事業 農業集落排水施設	間見・神淵・葉津・葛屋処理地区	R8～ R11	330,000	七宗町	4-2
	道路整備事業	下市場葉津線舗装修繕工事	葉津地内	R7～ R10	30,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	追分万場線舗装修繕工事	万場地内	R8～ R12	30,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	万場杉洞線舗装修繕工事	万場・杉洞地内	R8～ R13	20,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	寺洞線舗装修繕工事	寺洞地内	R10～ R13	25,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	上麻生跨線歩道橋修繕工事	本郷地内	R7～R9	40,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	上麻生跨線道路橋修繕工事	本郷地内	R8～ R11	80,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	小山ヶ鼻橋修繕工事	奥田地内	R7～R8	6,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	小穴橋修繕工事	小穴地内	R7～ R10	20,000	七宗町	4-3,5-1,6-3
	道路整備事業	小田橋修繕工事	葛屋地内	R9～ R13	40,000	七宗町	4-3,5-1,6-3

第2期七宗町国土強靱化地域計画

担当	種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費(千円)	取組主体	リスクシナリオとの関連
産業建設課	道路整備事業	中井野橋修繕工事	葉津地内	R9～ R13	15,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	新石作橋修繕工事	追洞地内	R10～ R13	30,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	報国橋修繕工事	中麻生・野々古屋地内	R10～ R13	100,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	落合葛屋線災害防除工事	室兼地内	R6～R8	120,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	立石田尻線災害防除工事	杉洞地内	R7～ R10	25,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	中切線災害防除工事	上中切地内	R9～ R13	20,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	落合葛屋線路側修繕工事	室兼地内	R6～ R10	50,000	七宗町	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	地籍調査業務 本郷工区	本郷地内	R7～ R13	70,000	七宗町	6-5
	道路整備事業	地籍調査業務 寺洞工区	寺洞地内	R9～ R13	60,000	七宗町	6-5
	道路整備事業	飛水峡街道 上麻生防災事業	平・勝・分郷・ 大柿地内	H30～ R20	19,000,000	国土交通省	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	(主) 可児金山線新設 改良工事	第2工区追洞地内	R3～ R21	2,800,000	岐阜県	4-3, 5-1, 6-3
	道路整備事業	裏山地区急傾斜地崩壊 対策事業	本郷地内	H29～ R16	490,000	岐阜県	4-3, 5-1
	道路整備事業	椋桁ヶ洞砂防事業	椋原地内	R3～ R10	340,000	岐阜県	4-3, 5-1
	治山対策の 推進	県単集落環境整備事業	七宗町地内	R8～ R12		七宗町	5-1
	農地等地域資源を守る共同 作業	中山間・多面的機能直接 支払交付金	七宗町地内	R8～ R12	23,885	七宗町	5-1
	鳥獣害の防護 と捕獲の一体 推進	鳥獣被害防止緊急捕獲 支援事業	七宗町地内	R8～ R12	25,700	七宗町	5-1
	農業用排水路 の機能保全 対策の推進	中山間・多面的機能 直接支払交付金	七宗町地内	R8～ R12	23,885	七宗町	5-1

担当	種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取組 主体	リスクシナリオ との関連
産業 建設課	幹線的農道の 整備と 農道橋の耐震 対策の推進	県の補助金を活用した 事業	七宗町地内	R8～ R12		七宗町	5-1
	林道整備の 推進	県の補助金を活用した 事業	七宗町地内	R8～ R12	37,000	七宗町	5-1
	森林経営管理 制度の 活用推進	森林整備事業	七宗町地内	R8～ R12		七宗町	4-2, 5-1

